

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (クロスボーダー収納代行(国境を跨ぐ収納代行))

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第66号）	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
資金移動業者に関する内閣府令	移動業府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025年1月22日）	資金決済WG報告
外国為替及び外国貿易法	外為法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律	国外送金等調書法

目次

	項目	ページ数
1	資金決済法第2条の2や関係法令の適用に関する解釈	3
2	移動業府令第1条の2第3号関係	10
3	移動業府令第1条の3第1項関係（共通）	11
4	移動業府令第1条の3第1項第1号関係	12
5	移動業府令第1条の3第1項第2号及び第3号関係	15
6	移動業府令第1条の3第1項第4号関係	19
7	移動業府令第1条の3第1項第5号関係	22
8	移動業府令第1条の3第1項第6号及び第7号関係	33
9	移動業府令第1条の3第2項関係	38
10	その他	42

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1. 資金決済法第2条の2や関係法令の適用に関する解釈		
1	<p>今回の改正目的は、オンラインカジノ、投資詐欺防止、FATF への対応を主眼としているが、海外事業者は適用対象外であり、当局の実務対応としても海外事業者に対し行政処分をすることがないという現状を踏まえると、まじめな日本企業のみ規制がかかり、クロスボーダー収納代行をやりたい事業者は違法な海外事業者との間で契約し、結局違法な海外事業者は野放しとなることを懸念する。結局日本の事業者の衰退、海外事業者の躍進につながり、国内事業、国力、国益の衰退につながる。違法な海外事業者・日本法人・日本支店に対しても、きちんと行政処分等を行う運用をとってもらえるのか。</p>	<p>国外の事業者であっても資金決済法第2条の2の適用は否定されません。国外の事業者を含め、同条に規定する行為を違法に営む者に対しては、関係省庁と協力・連携の上で適切に対応してまいります。</p>
2	<p>クロスボーダー収納代行を行う事業者が国外にいる場合、その収納代行行為が、移動業府令第1条の3に規定する適用除外のいずれにも該当せず為替取引に該当する場合は、資金決済法の適用を受け、資金移動業の登録が必要であるという理解で相違ないか。つまり、国外に所在する事業者であることをもって資金決済法の適用を受けることがない、といったことはないと考えてよいか。</p>	<p>国外に所在する事業者であっても、資金決済法第2条の2に規定する行為が国内で実行されている場合については、貴見のとおりと考えます。</p>
3	<p>資金決済法第2条の2に規定する「為替取引」とは、法令上の定義はないものの、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」を意味すると考えられる（最三小決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁参照）。</p> <p>① 電子決済手段は、電子決済手段等取引業に関する規制が別途存在することから、電子決済手段は「資金」に該当せず、電子決済手段の移動については為替取引の規律は及ばないという理解で良いか。</p> <p>② 暗号資産は、通貨建資産ではなく（同法第2条第14項）、発行体が現金や法定通貨に償還させることが想定されておらず、かつ、暗号資産については暗号資産交換業に関する規制が別途存在することから、暗号資産は「資金」に該当せず、暗号資産の移動については為替取引の規律は及ばないという理解で良いか。</p>	<p>①について、電子決済手段は資金決済法第2条の2に規定する「資金」に該当し、為替取引に関する規制が適用されます。ただし、利用者から預かった電子決済手段を利用者の指図に基づいて第三者に移転させるスキームが電子決済手段等取引業に該当する場合に、当該スキームに為替取引に関する規制が重ねて適用されることは基本的にないと考えます。</p> <p>②について、暗号資産が同条に規定する「資金」に該当し、為替取引に関する規制が適用されるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えます。</p>
4	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(1)では、収納代行という用語が用いられているが、その定義をご教示いただきたい。</p>	<p>受取人からの委託その他これに類する方法により、債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡すことによって、債務者等</p>

		から受取人等に当該資金を移動させる行為を意味していません。
5	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-1に、以下の趣旨の内容を注釈又は本文として追記することを要望する。</p> <p>「法第2条の2柱書に規定する『資金を移動させる行為』に該当するか否かの判断にあたっては、資金移動の仲介者が受取人との契約に基づき、債務者の支払能力の有無や実際の支払の成否にかかわらず、確定的に資金の引渡し（支払い）を行うことを約しているかという点（資金の受入れと引渡しの性質）を考慮するものとする。債務者からの資金流入を条件とせず、仲介者が自己の計算と責任において受取人に資金を引き渡す場合は、本条の行為には該当しないと整理しうることに留意する。」</p>	ご指摘のような場合であっても、資金決済法第2条の2柱書に該当する場合も考えられ、かえって混乱を招くことから、事務ガイドライン（資金移動業者）においてご指摘の趣旨をお示しすることは困難です。
6	<p>資金決済法第2条の2第2号の「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為」の「国内」及び「国外」は、何を以て判断するか、明確にしたい。例えば、受取人と債務者の所在地国で判断するのか、あるいは、資金の授受が行われる銀行口座の開設地によって判断されるのか。</p>	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、預金残高を移転させることにより資金を移動させる場合であって、債務者等が国内（国外）に預金口座を開設し、受取人等が国外（国内）に預金口座を開設しているとき、債務者等から受取人等に資金を移動させる行為は、「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為」に該当すると思います。
7	<p>収納代行業者が、A社（受取人）から依頼を受け、B社（債務者）からの弁済を受領してA社に資金を引き渡す行為が資金決済法第2条の2柱書の行為に該当する場合であっても、A社及びB社がともに日本の会社法に準拠して設立された本店を日本国内に置く法人であれば、通常は、同条2号本文に規定するクロスボーダー収納代行に該当するものではないと考えられる。この場合、収納代行業者が資金に引き渡すにあたって、A社が国外の金融機関に開設したA社名義の口座に振込を行う場合には、クロスボーダー収納代行と判断されることになるか。</p>	お尋ねの事例を前提とすると、B社が国内の金融機関に開設するB社名義の預金口座からの振込により資金を受け入れ、A社が国外の金融機関に開設したA社名義の口座に振り込んで資金を引き渡す行為は、国内から国外へ向けて資金を移動させる行為に該当するものと考えます。
8	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-1の「国外の銀行口座等」について、国内にある非居住者預金を含まないことを明確化すべきではないか。</p>	事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-1の記載から、非居住者が国内の銀行等に開設する預金口座が「国外の銀行口座等」には含まれないことは明らかであると考えます。
9	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-1に「法第2条の2第2号にいう「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる」とは、例えば、</p>	お尋ねの「出金口座又は着金口座が、複数国で提供され、かつアカウントに国籍が設定されない資金移動サービスの

	<p>国内の銀行口座等から国外の銀行口座等へ向けて資金を移動させ、又は国外の銀行口座等から国内の銀行口座等へ向けて資金を移動させることをいい」とあるが、出金口座又は着金口座が、複数国で提供され、かつアカウントに国籍が設定されない資金移動サービスのアカウントである場合や、ステーブルコインのウォレットである場合には、どのように判断されるか。</p>	<p>アカウントである場合」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、法令の適用関係については、実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p> <p>なお、電子決済手段等による支払において、「国内」／「国外」の判断は、電子決済手段等を管理している主体（電子決済手段等取引業者や保有者等）の所在地又は居住地等も踏まえて行われるべきものと考えます。</p>
10	<p>資金決済法第2条の2第2号の「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為」の「国内」及び「国外」は、何を以て判断するか、明確にしたい。</p> <p>なお、銀行振込を活用した収納代行については「銀行口座等」を基準に所在国を判断することが、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-1において明示されていることから、電子決済手段を活用した収納代行など、銀行振込を活用しない場合の所在国の基準が特に問題になると考えられる。</p> <p>例えば、以下のように「国内」あるいは「国外」と考えて差し支えないか。</p> <p>① インバウンド旅行者等の国内性</p> <p>資金の移動元が外為法第6条第1項第6号に定義される「非居住者」であったとしても、インバウンド旅行者などの実際に日本国内に所在している者である場合には、資金の移動元が「国外」ではないと考えて差し支えないか。</p> <p>② 海外旅行中の居住者等の国内性</p> <p>資金の移動元が同項第5号に定義される「居住者」である場合、海外旅行等により日本国内に所在していない場合であっても、「居住者」であることを理由に、資金の移動元が「国外」ではないと考えて差し支えないか。</p> <p>③ 国内所在の原則</p> <p>資金の移動元及び資金の移動先が「国内」に存在することが担保できる場合、資金の移動元及び資金の移動先が「国外」ではないと考えて差し支えないか。</p>	<p>お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、電子決済手段等による支払において、「国内」／「国外」の判断は、電子決済手段等を管理している主体（電子決済手段等取引業者や保有者等）の所在地又は居住地等も踏まえて実態に即して実質的に行われるべきものと考えます。</p>
11	<p>ある事業者（当社）が、第二種資金移動業者として、国外の収納代行業者を介し、国外のEC事業者（受取人）の代金決済を取り扱う場合について伺いたい。</p>	<p>お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、債務者と受取人との間の個別の取引の金額が100万円以下</p>

	<p>個々の利用者（債務者）と当該 EC 事業者の間で行われる商品販売等の個々の原因取引（以下「個別決済」という。）の金額は、常に 100 万円を超えない範囲で設定・制限される。一方で、当社と国外の収納代行業者との間で行われる精算（一括送金）については、一定期間の個別決済を合算して締め日ごとに精算を行うため、一回当たりの送金額が 100 万円を超えることが想定される。</p> <p>この点、当社の行為が個別決済に関するクロスボーダー収納代行を行っているものとして資金決済法第 2 条の 2 第 2 号の行為に該当し、移動業府令第 1 条の 3 第 1 項のいずれの適用除外行為にも該当しない場合、実務上の便宜に基づく一括精算の結果として、当社と国外の収納代行業者間の送金額が 100 万円を超過したとしても、これが、当社と国外 EC 事業者との契約において収納代行を行う対象債権として定められている個別決済により発生した 100 万円以下の取引債権の集合体である限り、第一種資金移動業の登録を要しないものと解してよいか。</p>	<p>であることが取引データ等により明確に区分されている場合には、資金決済法第 40 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けることは求められないと考えます。</p>
12	<p>資金移動業者が受取人等から委託等を受けて為替取引としてクロスボーダー収納代行を行う場合における資金決済法上の未達債務の発生・消滅時期は、債務者等の原因取引に係る支払債務の消滅時期に直接影響するものではない（当事者間の契約に従うものであり通常は債務者の負う当該資金に係る支払債務は受取人等が受領した時点で消滅する）との理解で正しいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
13	<p>ある事業者（当社）が、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」という。）と提携し、国外の EC 事業者が提供する商品等の国内消費者による代金決済を取り扱う場合について伺いたい。</p> <p>本件における収納代行スキームは、EC 事業者より回収委託を受けて、購入者たる消費者より代金を代理受領し、EC 事業者に引き渡すものである。このスキームの構造は、国外 PSP を介した場合であっても変わるものではない。したがって、購入者たる消費者が、EC 事業者より代理受領権を付された国内の収納代行業者である当社（又はその委託先）に商品代金を支払った時点で、当該消費者の EC 事業者に対する商品代金債務は有効に消滅する。一方で、当社は受領した金員について、国外 PSP に対して商品代金の引渡し債務を負うこととなる。</p> <p>本スキームに基づく国外 PSP への送金が、移動業府令第 1 条の 3 第 1 項各号の適用除外に該当せず、為替取引に該当すると判断される場合における未達債務の考え方について以下のとおり確認したい。</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-2-1④（注5）においては、「資金移動業者が利用者に対して負っている為替取引に係る債務のうち、海外にある利用者に対して負って</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>いる債務は、未達債務に計上しないことができる」とされている。当社が国外 PSP への引渡し が完了していない金員は、国外にある利用者に対して負っている債務に該当すると考えられる。 以上の事実関係に基づき、当社において同（注5）イからハまでに掲げられる態勢を整備して いる限りにおいて、当該債務を未達債務へ計上することは要しないと解してよいか。</p>	
14	<p>ある事業者（当社）が、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」 という。）と提携し、国外の EC 事業者が提供する商品等の国内消費者による代金決済を取り扱 う場合について伺いたい。国外 PSP への送金が移動業府令第 1 条の 3 第 1 項各号の適用除外に 該当せず、為替取引に該当すると判断される場合において、資金決済法上の「利用者」が具体 的にどの主体を指すのか、その範囲について伺いたい。</p> <p>本スキームにおいて、当社は国外 PSP との間で精算のための契約を締結するものの、債務者 たる消費者との間には直接の契約関係を有しておらず、当社は受取人等から授与された代理受 領権に基づき消費者から弁済を受領するため、当該受領時点で消費者の債務は消滅する。仮に、 当該消費者が同法上の「利用者」に該当すると解釈される場合、収納代行業者として課される 利用者保護措置である情報提供や受取証書の交付等について、直接の契約関係を持たない消費 者に対して履行することは実務上困難が予想される。</p> <p>については、収納代行業者が国外 PSP からの指図に基づき一括して資金を移動させる本スキ ームにおいては、契約の直接の相手方であり、かつ送金指図の発信主体である「国外 PSP」を同法 上の「利用者」として扱い、当該主体に対して利用者保護措置を講じることで足りるものと解 してよいか。</p>	<p>資金決済法第 2 条の 2 に規定する行為を行う者にとって の同法上の「利用者」は、受取人が同条に規定する行為の委 託を行うに際しての意思決定を債務者が行っているなど特 段の事情が認められる場合を除き受取人であると考えられ るため、特段の事情が認められない限り、債務者は「利用者」 に該当せず、同条に規定する行為を行う者は、債務者に対し て移動業府令第 29 条第 1 項に基づく情報提供義務や同令第 30 条第 1 項に基づく受取証書交付義務を負わないものと考 えます。</p>
15	<p>ある事業者（当社）が、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」 という。）と提携し、当該国外 PSP の加盟店である国外 EC 事業者における国内消費者による代 金決済を取り扱う場合について伺いたい。</p> <p>当社が行う収納代行業務に関し、移動業府令第 1 条の 3 第 1 項各号に規定された適用除外要 件に該当しない場合、国外 EC 事業者等への決済金の送金は為替取引を構成するものと認識して いる。この際、送金額が 10 万円を超えるときは、外為法第 18 条に規定する「特定為替取引」 に該当し、当社に同法に基づく確認義務が生じるという理解で相違ないか。</p> <p>また、国外 EC 事業者と国内消費者との代金決済の都度、当社が国外 PSP より収納代行の依頼 を受けることになっており、当社と債務者たる消費者との間には直接の契約関係を有しておら ず、当社は受取人等から授与された代理受領権に基づき消費者から弁済を受領し、当該受領時</p>	<p>前段については、貴見のとおりと考えます。 後段については、お尋ねの事例を前提とすると、国外 PSP が顧客に該当すると考えます。なお、外為法上の各種義務（第 17 条、第 18 条及び第 55 条）の履行については、財務省国際 局調査課外国為替室にお問い合わせください。</p>

	<p>点で消費者の債務は消滅するスキームにおいて、同法上の確認義務の対象となる「顧客」の範囲について教示願いたい。具体的には、商品代金を支払う消費者、国外 PSP 若しくは代金を受領する国外 EC 事業者のいずれか、又はこれらの複数が「顧客」に該当し、確認義務の対象となるのか見解を伺いたい。</p>	
16	<p>犯収法第 4 条第 1 項の取引時確認の対象となる「顧客」について、収納代行として行う為替取引においてはどのように判断するのか。収納代行における受取人が常に「顧客」になるという理解でよいか。また、特定事業者が海外の資金移動業者から収納代行の委託を受けて、資金の代理受領を行う場合、同法第 10 条第 1 項の適用関係とその判断基準を示してもらいたい。</p>	<p>受取人からの委託により、資金決済法第 2 条の 2 に規定する行為を行う場合における、犯収法第 4 条第 1 項に規定する「顧客」とは、当該委託の直接の相手方を意味すると考えられます。特定事業者が外国に所在して業として為替取引を行う者（以下「外国所在為替取引業者」という。）からの委託を受けて資金決済法第 2 条の 2 に規定する行為を行う場合には、当該特定事業者が債務者等から当該外国所在為替取引業者に資金を移動させる行為のみを担っている限りにおいて、自らに直接委託を行う相手方である当該外国所在為替取引業者が犯収法第 4 条第 1 項に規定する「顧客」に該当すると考えます。なお、受取人が資金決済法第 2 条の 2 に規定する行為の委託を行うに際しての意思決定を債務者が行っているなど特段の事情が認められる場合には、債務者も犯収法第 4 条第 1 項の「顧客」に該当することを否定するものではありません。</p> <p>上記ケースにおける特定事業者が外国所在為替取引業者から資金決済法第 2 条の 2 に規定する行為の委託を受けて、本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引を行う場合、犯収法第 10 条第 1 項に規定する「当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（…）に委託するとき」には当たらないと考えます。</p>
17	<p>ある事業者（当社）が、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」という。）と提携し、当該国外 PSP の加盟店である国外 EC 事業者における国内消費者による代金決済を取り扱う場合について伺いたい。</p> <p>当該取引に伴う資金移動が移動業府令第 1 条の 3 第 1 項各号の適用除外に該当せず、為替取</p>	<p>犯収法に規定する「顧客等」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、お尋ねの事例を前提とすると、例えば、国外 PSP のみが</p>

	<p>引を構成する場合、犯収法に基づく取引時確認義務の履行に関し、以下のとおり解してよいか。</p> <p>国外 EC 事業者と国内消費者との代金決済の都度、当社が国外 PSP より収納代行の依頼を受けることになっており、当社と債務者たる消費者との間には直接の契約関係を有しておらず、当社は受取人等から授与された代理受領権に基づき消費者から弁済を受領し、当該受領時点で消費者の債務は消滅する場合、当社にとって「顧客等」に該当するのは、当社との間で、継続的な精算関係が生じる「国外 PSP」であると解される。したがって、当社は当該国外 PSP（受取人からの委託その他これに類する方法により支払を受ける者）に対して取引時確認を行えば足り、国外 EC 事業者（受取人）については、取引時確認を要する「顧客等」には該当しないものと理解して相違ないか。</p> <p>その場合、当社と国外 PSP との間で締結される精算に係る契約の締結は、犯収法施行令第 7 条第 1 項第 1 号コに規定する為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結に該当するものと理解して相違ないか。</p>	<p>当社の契約の相手方となり、国外 EC 事業者は当社の契約の相手方とならない場合には、貴見のとおりと考えます。</p>
18	<p>ある事業者（当社）が、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」という。）と提携し、当該国外 PSP の加盟店である国外 EC 事業者における国内消費者による代金決済を取り扱う場合について伺いたい。</p> <p>当該取引に伴う資金移動が移動業府令第 1 条の 3 第 1 項各号の適用除外に該当せず、為替取引を構成する場合、犯収法に基づく取引時確認義務の履行に関し、以下のとおり解してよいか。</p> <p>国外 PSP と国外 EC 事業者の間の契約形態には、通常の業務委託形式のほか、国外 PSP が国外 EC 事業者を代理して決済事業者と契約を締結する形式など、現地の法慣行等により多様な態様が想定される。しかしながら、当社の取引相手方が国外 PSP であることに変わりはなく、当社が当該国外 PSP と締結する精算契約に基づき資金移動を行う以上、国外における当事者間の契約形式の如何にかかわらず、当社は一貫して「国外 PSP」を犯収法上の「顧客等」として扱い、取引時確認を行えば足りるものと解してよいか。</p>	<p>犯収法に規定する「顧客等」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、お尋ねの事例を前提とすると、例えば、「当社」が国内消費者から受け入れた資金の引渡しを請求できる権利を国外 PSP ではなく国外 EC 事業者が契約に基づき直接取得するような場合には、国外 EC 事業者も「顧客等」に該当し得ると考えます。</p>
19	<p>クロスボーダー収納代行が為替取引と整理される場合、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインⅡ-2(4)(i)の【対応が求められる事項】「⑧ 送金人及び受取人が自らの直接の顧客でない場合であっても、制裁リスト等との照合のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながら、リスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討すること」の対応が必要となる理解である。この場合、クロスボーダー収納代行業者によっては現実的な問題で送金人のチェックは不可能である。事業者ごとの現実の取引を</p>	<p>お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第 2 条の 2 第 2 号に規定する行為を行うに当たっては、債務者が自らの直接の顧客でない場合であっても、債務者（債務者からの委託等により支払を行う者がいる場合には当該支払を行う者）について制裁リスト等との照合を行う態勢を構築することが求められます。</p>

	<p>踏まえたリスクベース・アプローチを実施すれば足りるという理解でよいか。</p>	<p>また、債務者からの委託等により支払を行う者からのバルク送金においても、ご指摘のガイドラインの趣旨を踏まえ、リスクに応じて、受取人等や債務者からの委託等により支払を行う者を通じた債務者に対する厳格な顧客管理措置を実施する必要性について検討することが求められます。具体的な対応内容については、同ガイドライン「Ⅱ-2(4)(i)海外送金等【対応が求められる事項】⑧」及び当該項目に関連する「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」を参照いただき、ご検討ください。</p>
20	<p>収納代行サービスは、複数の事業者が関与するビジネスモデルが存在しており、各事業者が本改正における規制該当性や対応を求められる要件について、共通かつ統一的な理解のもとで解釈・対応を行うことが実務上極めて重要と考えている。</p> <p>この点、令和4年資金決済法改正に係る移動業府令改正時には高額電子移転可能型前払式支払手段についての改正内容に係る概要資料が示されたため、実務対応するに当たり大きな指針となった。</p> <p>今回の改正も同様に、規制の趣旨や適用範囲、該当性判断の考え方等について、事業者が適切に理解・対応できるような解説資料(例：改正法のポイント整理、規制該当性判断フロー図等)を今後公表することを検討していただきたい。</p>	<p>法令の適用関係については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、画一的な見解を示すことが難しく、ご指摘のような「解説資料」を公表する予定はありませんが、規制の適用範囲を更に明確化する観点から、事務ガイドライン(資金移動業者)の記載を追加いたしました。</p>
<p>2. 移動業府令第1条の2第3号関係</p>		
21	<p>受取人からの二以上の段階にわたる委託により、国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為は、資金決済法第2条の2第2号に規定する利用者の保護に欠けるおそれが少ないものに該当する場合、同条第1号に規定する「次号に該当する行為」には該当せず、同条柱書に規定する行為に該当することから、同条第1号の要件該当性を判断する必要が生じると認識している。</p> <p>移動業府令第1条の2第3号ハ及びニは、受取人から二以上の段階にわたる委託が行われ、当該委託を受けた者が行う行為について規定しているところ、この規定の意図は、資金決済法第2条の2第2号の適用を受けない行為は同条第1号でも同様に適用対象とならないようにするとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

22	<p>移動業府令第1条の2第3号の細目において、「資金を移動させる」を「資金を引き渡す」に改正する趣旨をご教示いただきたい。</p>	<p>資金決済法第2条の2に定める行為を行う者から受取人に資金を移動させる行為だけではなく、債務者等から資金を受け入れ、受取人等に当該資金を引き渡すことによって実現される債務者等から受取人等へ当該資金を移動させる一連の行為が為替取引に該当するものと解される点を明確化しました。</p>
23	<p>移動業府令第1条の2第3号ニは、銀行や資金移動業者が主体となって収納代行を行う場合を規定しているように読めるが、銀行や資金移動業者は必ずしも為替取引として収納代行を行う必要はないという理解でよいか。</p>	<p>移動業府令第1条の2第3号ニは、銀行等又は資金移動業者からの委託等により資金を移動させる行為に着目した規定であり、銀行等又は資金移動業者が受取人等からの委託等により資金を移動させる行為に関して規定したものではありません。</p> <p>なお、同号ニの適用を受けるためには、銀行等又は資金移動業者が、受取人等からの委託等により、債務者等から弁済として資金を同号ニの適用を受けようとする者に受け入れさせる行為が、当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当することが必要であると考えます。</p>
<p>3. 移動業府令第1条の3第1項関係（共通）</p>		
24	<p>移動業府令第1条の3第1項各号に該当する場合、為替取引に該当するが規制の適用が除外される、との理解でよいか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項各号に該当する行為は、同条第2項各号に該当しない限り、資金決済法第2条の2第2号に基づく為替取引に関する規制の適用が除外されます。なお、為替取引の該当性については、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-1において、「同条（資金決済法第2条の2）柱書に定める行為に該当しない行為並びに同条柱書に定める行為には該当するが同条第1号に定める行為及び同条第2号に定める行為のいずれにも該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものでな」とされていることにご留意ください。</p>
25	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2において、「基本的に…該当する」という表現を用いているが、抽象的な表現のままでは、同一又は類似のスキームであっても事業者ご</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2の記載は、移動業府令第1条の3第1項各号の典型的な例を示す趣</p>

	<p>とに解釈が分かれ、監督運用のばらつきが生じるおそれがあるため、例外となる具体的場面を補足していただきたい。</p>	<p>旨です。同項各号に定める要件を満たさないものについては、例えば、個々の事業者が形式的に「エスクローサービス」や「取引プラットフォーム」といった名称を使用している場合であっても、為替取引に関する規制の適用があることを確認的に記載するため、「基本的に…該当する」という表現を使用しているものであり、「同一又は類似のスキームであっても事業者ごとに解釈が分かれ、監督運用のばらつきが生じるおそれがある」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
<p>4. 移動業府令第1条の3第1項第1号関係</p>		
<p>26</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号に関して、銀行振込の場合、銀行（仕向銀行）は債務者から銀行振込の委託を受けるにとどまり、受取人からの委託は想定されないため、資金決済法第2条の2の適用場面がないと考えられるが、どのようなケースを想定しているか。</p>	<p>どのような事例が移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受けるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。なお、お尋ねのような事例については、同号の規定は適用されないと考えます。</p>
<p>27</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号は、資金の受入れに銀行口座又は移動業アカウントを使用していれば足りるとする趣旨と解してよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、単に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合には移動業府令第1条の3第1項第1号には該当しないと考えます（事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(1)）。</p>
<p>28</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号において、「受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」とあるが、これは、債務者等から、（収納代行業者名義の銀行口座等ではなく）銀行等や資金移動業者名義の銀行口座等に対し弁済として支払をしてもらい、当該支払を受けた銀行等や資金移動業者が、受取人に資金を引き渡すことを想定しているのか。</p> <p>つまり、資金の流れとしては、「債務者⇒（収納代行業者から委託等を受けた）銀行等や資金移動業者⇒受取人」となり、収納代行業者が直接資金を受け取ることはないという理解で良いか。</p> <p>その理解に立てば、条文の文言は、「…受取人等に当該資金を『引き渡させる』行為」等、資金を引き渡しているのが銀行等や資金移動業者であることが分かる表現とすべきではないか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号には、収納代行業者が委託先である銀行等や資金移動業者に資金を受け入れさせ、収納代行業者自らが受取人等に資金を引き渡すような行為も該当し、収納代行業者の委託先である銀行等や資金移動業者が受取人等に資金を引き渡す行為のみがこれに該当するものではありません。</p> <p>なお、収納代行業者が委託先である銀行等や資金移動業者をして資金の受払いを行わせる行為についても、受取人等からの委託を受けて収納代行業者が行っている行為であると法的には評価されるため、「受取人等に当該資金を引き渡す行為」に該当すると考えます。</p>

29	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(1)第2段では、「単に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合には同号（移動業府令第1条の3第1項第1号）に該当しない」と説明されており、また、同号は銀行等又は資金移動業者自身が委託を受けて債務の弁済を受け入れる場合を規定していると思われる。一方、同号は「銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ」とのみ表現しているため、必ずしもその趣旨が明確でないように思われる。このような趣旨を明示すべく移動業府令を修正することを要望する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確化のため移動業府令第1条の3第1項第1号の末尾に「(当該資金を当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領として受け入れさせて行うものに限る。)」を加える修正を行いました。</p>
30	<p>国境を跨いで債務者から受取人に資金を移動させることについて、受取人から委託を受けた資金移動業者Aが、その委託を受けた事務について、他の資金移動業者Bに再委託する場合、当該資金移動業者Aは移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受け、当該他の資金移動業者Bは同項第7号の適用を受けるため、結果としていずれの資金移動業者も、受取人から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた当該事務について、為替取引規制の適用を受けないということか。一般的に資金の流れが複層的になると、かえってオペレーショナルリスクやマネー・ローンダリング等のリスクが増大すると考えられるため、このような場合に為替取引規制の適用除外を認めることは不当ではないか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受ける上で、銀行等又は資金移動業者が行う資金の受入れは、当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当することが必要であると考えます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、明確化のため同号の末尾に「(当該資金を当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領として受け入れさせて行うものに限る。)」を加える修正を行いました。</p> <p>なお、お尋ねの事例において、委託元の資金移動業者と委託先の資金移動業者のいずれが資金を移動させる行為を為替取引として管理するかは、各事業者の判断に委ねられるものと考えます。</p>
31	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(1)「資金移動業者に収納代行を再委託して行う収納代行」とあるが、資金移動業は他業を営むことが認められており、他業として収納代行を営むケースも考えられるが、資金移動業者の登録をした事業者に再委託をしているので適用除外となるとの認識で相違ないか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受ける上で、銀行等又は資金移動業者が行う資金の受入れは、当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当することが必要であると考えます。ただし、同号の適用を受ける上で、当該銀行等又は資金移動業者において、その業務の内容及び方法に係る変更届出の提出等が完了していることまでは必ずしも求められないと考えます。</p>
32	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号において、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為は適用除外とされているが、かかる場合、銀行等又は資金移動業者は、当該資金の受入れ及び受取人等への資金の引渡しについて、必ずしも、為替取引として行う必要はなく、銀行等又は資金移動業者が為替取引に該当しない収納代行として行う場合も、上記の適用除外に該当するという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確化のため同号の末尾に「(当該資金を当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領として受け入れさせて行うものに限る。)」を加える修</p>

		<p>正を行うとともに、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(1)の記載に「ただし、同号に該当するのは、当該銀行等又は資金移動業者が再委託を受けて行う資金の受入れが当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当する場合に限る。」を加える修正を行いました。</p>
33	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号の「銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ」とは、収納代行を行う事業者と具体的にどのような契約関係がなされていることを意味しているかご教示いただきたい。以下のような理解で正しいか。</p> <p>① 単に事業者が有する銀行口座において債務者等から弁済を受領する：「受け入れさせ」るには該当しない</p> <p>② 事業者が、銀行が提供するいわゆるバーチャル口座（顧客からの入金消込の負荷軽減等のために振込入金専用割り当てられる口座番号）の仕組みを利用して債務者等から弁済を受領する（あくまでも受入れ口座は事業者名義の口座）：「受け入れさせ」るには該当しない</p> <p>③ 受取人から代理受領権の授与を受けた事業者が、銀行等又は資金移動業者に、当該代理受領権を再授与し、債務者からの弁済受領を委託する：「受け入れさせ」るに該当する</p>	<p>①については、貴見のとおりと考えます。</p> <p>②については、お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、支払を行う債務者等の区別に応じていわゆる「バーチャル口座」の発行を受けているだけでは、移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受けるものではないと考えます。</p> <p>③については、お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、銀行等又は資金移動業者が行う資金の受入れが当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当する場合には、同号の適用があると考えます。</p>
34	<p>資金移動業者に資金を受け入れさせることで、収納代行業者（適用除外業者）が移動業府令第1条の3第1項第1号の適用除外となる場合、当該資金移動業者は、その受入れ行為を為替取引として実施していることになるか。</p> <p>すなわち、仮に、当該資金移動業者が当該資金の受入れ行為を現状実施しておらず、同号の適用除外に該当する形で新規に開始する場合、資金決済法第41条第3項又は第4項に基づく「資金移動業の内容及び方法」に関する変更届出をして実施する必要があるか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第2条の2柱書に規定する行為を行う者が、他の資金移動業者に当該他の資金移動業者にとって為替取引に係る支払の受領に該当しない資金の受入れを委託しても、当該行為を行う者は移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受けるのではなく、当該他の資金移動業者が行う資金の受入れが為替取引に係る支払の受領に該当するものとされるわけでもないと考えます。</p> <p>なお、同号の適用がある事例において、同法第2条の2柱書に規定する行為を行う者からの委託等により新たに為替取引に係る支払の受領を行う資金移動業者は、同法第41条第3項又は第4項に基づき変更届出書を提出することが求められると考えます。</p>

35	<p>代金の請求主体である商品販売者やサービス提供者（以下「収納機関」という。）が、国内の事業者を介して金融機関に対して代金回収事務を委託するスキームにおいて、当該事業者が行う収納代行業務については、金融機関による代金回収を前提としており、かつ、当該事業者が金融機関との間の契約に基づき資金の移動を担うものである。したがって、本業務は、移動業府令第1条の3第1項第1号に規定する行為に該当し、収納機関が国外にある者であった場合であっても、「為替取引」には該当しないものと理解して相違ないか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号の適用を受ける上で、銀行等又は資金移動業者が行う資金の受入れは、当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当することが必要であると考えます。</p> <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、お尋ねの事例における金融機関が行う資金の受渡しは、資金決済法第2条の2柱書に規定する行為には該当せず、当該金融機関が行う為替取引に係る支払の受領としては扱われないことが想定されます。なお、その場合であっても、同号以外の同項各号の適用を受ける可能性はあると考えられます。</p>
36	<p>移動業府令第1条の3第1項第1号について、送金資金の原資の拠出者に関する情報等を銀行等に知らせることを、適用除外の条件とすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(1)には、「単に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合には同号に該当しないことに留意する」と記載されているが、条文上はそのようなことは読み取れない。また、2以上の段階にわたる収納代行であるとして、複雑な資金移動によるマネー・ローンダリングが行われるケースは多い。</p> <p>債務者が弁済としての資金であるとして送金を依頼した場合、実際にそのとおりであるのか不明であり、マネー・ローンダリング目的であることが隠蔽されて、銀行送金を利用されるリスクがある。すなわち、実質的な送金者の情報を銀行に伝えない限り、銀行側でフィルタリングすることは不可能であるから、送金資金の原資の拠出者の情報を銀行等に知らせることを適用除外の条件とすべきである。なお、銀行の消込サービスを利用した多額のマネー・ローンダリングが行われていたが、銀行はそのことを全く知らなかったという事例がある。</p>	<p>債務者等が銀行等又は資金移動業者に開設されている受取人からの委託等により支払を受ける者の預貯金口座又は資金移動業アカウントに振り込んで支払う場合、一般に、債務者等による弁済の効力は、銀行等又は資金移動業者が資金を受け入れたか否かにかかわらず、受取人からの委託等により支払を受ける者が銀行等又は資金移動業者に対する預貯金債権又は未達債務に係る金銭債権を取得した時に発生し、受取人からの委託等により支払を受ける者が自ら資金を受け入れたと考えられるため、「条文上はそのようなことは読み取れない」とのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、受取人からの委託等により支払を受ける者は必ずしも債務者等の情報を把握できる地位にないため、マネー・ローンダリング等のリスク低減措置として実効性が低いと考えられることから、現時点で「送金資金の原資の拠出者の情報を銀行等に知らせることを適用除外の条件」とすることは適当でないと考えます。</p>
<p>5. 移動業府令第1条の3第1項第2号及び第3号関係</p>		
37	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号にいう「資金」に暗号資産は含まれない理解で正しいか。</p>	<p>「暗号資産による決済」の具体的に意味するところが必ず</p>

	<p>暗号資産による決済は暗号資産交換業により規律されるべきと考えられるところ、念の為確認したい。</p>	<p>しも明らかではありませんが、移動業府令第1条の3第1項第3号の「資金」が暗号資産を指すものではない点については、貴見のとおりと考えます。</p>
38	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2で列挙されている収納代行の種類のうち、(2)「エスクローサービスに伴う収納代行」の「エスクローサービス」とはどのようなサービスを指すか、その定義をご教示いただきたい。</p> <p>また、同I-2-2-2(3)「取引プラットフォームの提供者が行う収納代行」の「取引プラットフォーム」とはどのようなプラットフォームを想定しているか、ご教示いただきたい。</p> <p>例えば、債権の当事者ではない者が運営する、債権者が債権を売買できるような債権の二次流通を行うプラットフォームにおいて、当該プラットフォームの運営者が債務者の債権者に対する弁済の収納代行を行う場合には、上記の「取引プラットフォームの提供者が行う収納代行」に該当するか。</p>	<p>ここでいうエスクローサービスとは、受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に受取人等に当該資金を引き渡す行為を意味します。</p> <p>また、ここでいう取引プラットフォームの具体例を挙げることは困難ですが、お尋ねの「債権の二次流通を行うプラットフォーム」の運営者は、債権の売買代金債務に係る金銭債権の発生原因である契約の成立に不可欠な関与を行う者に過ぎず、売買の目的たる債権そのものの発生原因である契約の成立に不可欠な関与を行う者には該当しないため、当該プラットフォームの運営者が売買の目的たる債権に係る債務者から弁済として資金を受け入れ、債権者に当該資金を引き渡す行為は移動業府令第1条の3第1項第3号に該当しないと考えます。</p>
39	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(3)は、プラットフォーム提供者が原則として規制の適用を除外されることを述べるのみで、収納代行が原則として一律に適用除外となると受け取られかねないため、適切でない。少なくとも、プラットフォーム提供者の定義とその他の条件を含め、移動業府令が課す要件等を分かりやすく記載するような修正が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、可能な限り外延を明確化する観点から、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(3)に「収納代行を行う者が「契約の成立に不可欠な関与」を行ったといえるためには、例えば、委託販売者として売主を代理して買主と売買契約を締結する場合や、多数の者が参加して取引を行うことが可能なプラットフォームを提供し、利用規約において当該プラットフォームの利用条件や取引成立条件を定めている場合等の関与をしていることが必要であり、単なる決済方法の提供、商品の広告、又は顧客の紹介等を行うだけでは足りない。」の記載を追加しました。</p>

40	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号について、事務ガイドライン（資金移動業者）において、外延を明確化すべきである（資金決済WG報告書脚注29参照）。</p> <p>また、同号について、資金決済WG報告9頁では、「金銭債権の債権者から収納代行の行為者に対して代理受領権が適切に付与されていること、事業者においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」）が適切になされていることを前提に、直ちに規制の対象とせず」とされており、AML/CFTを求めることが必要であると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、可能な限り外延を明確化する観点から、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(3)に「収納代行を行う者が「契約の成立に不可欠な関与」を行ったといえるためには、例えば、委託販売者として売主を代理して買主と売買契約を締結する場合や、多数の者が参加して取引を行うことが可能なプラットフォームを提供し、利用規約において当該プラットフォームの利用条件や取引成立条件を定めている場合等の関与をしていることが必要であり、単なる決済方法の提供、商品の広告、又は顧客の紹介等を行うだけでは足りない。」の記載を追加しました。</p> <p>また、移動業府令第1条の3第1項第3号に規定する行為であっても、代理受領権が適切に付与されていないものについては、為替取引に関する規制が適用されるものと考えます（同条第2項第1号）。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクに対する適切な管理態勢は、各事業者が直面している当該リスクに応じて異なるため、為替取引に関する規制の適用を画する基準としてこれを求めることは困難であると考えます。</p>
41	<p>外国会社A社が、日本国内の消費者に向けて音楽配信サービスを提供するに当たり、国内にあるB社に宣伝販売活動及び代理店業務を委託し、B社が、宣伝販売活動を行い、国内の消費者からの申込みをA社に取り次いで、当該消費者とA社との間で音楽配信サービス購読契約が成立する事例において、当該サービスの月額利用料金をB社が収納代行し、A社に送金するという場合、B社は移動業府令第1条の3第1項第3号に規定される「当該契約の成立に不可欠な関与」をしていると言えるかと理解してよいか。（この事例では、A社が外国会社であってもインターネットを通じて国内に向けて音楽配信サービスの宣伝活動及び契約の申込みの受付を行うことは可能であり、いわゆるプラットフォームとは異なるものの、B社は「当該契約の成立に不可欠な関与」をしていると言えると思料する。）</p> <p>また、上記取引における月額利用料金の支払が、継続的な課金の方式であっても、B社は、同号に該当し、適用除外となると考えてよいか。</p>	<p>お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、単なる決済方法の提供、商品の広告又は顧客の紹介等を行うだけでなく、委託販売者として契約に関与するのであれば、「契約の成立に不可欠な関与」（移動業府令第1条の3第1項第3号）を行った者となり得るものと考えます。</p> <p>その上で、継続的取引に係る契約の成立に不可欠な関与を行っている場合は、債務者から当該契約に基づき定期的に発生する代価を弁済として受け入れ、受取人に当該代価を引き渡す行為も同号に該当するものと考えます。</p>

<p>42</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号の「その他の当該契約の成立に不可欠な関与」とは具体的にどのようなものを想定しているか。例えば以下の事例は「その他の当該契約の成立に不可欠な関与」に該当するか。</p> <p>① 暗号資産交換業や電子決済手段等取引業のような媒介を行っている場合</p> <p>② 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをした法人の親会社、子会社又は兄弟会社である場合</p> <p>③ クレジットカード取引におけるアクワイアラーやイシュアラーである場合</p>	<p>どのようなことを行っていれば「契約の成立に不可欠な関与」（移動業府令第1条の3第1項第3号）を行ったと言えるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、お尋ねの事例については以下のように考えます。</p> <p>①について、暗号資産交換業者が行う暗号資産の売買の媒介及び電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の売買の媒介であっても、当然には同号に規定する「契約の成立に不可欠な関与」に該当するものではなく、具体的な関与の態様等によっては、これに該当しない場合もあるものと考えます。</p> <p>②については、お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、「契約の締結の方法に関する定め」をした法人の親会社、子会社又はその経営を支配する者が共通である会社であるからと言って、必ずしも「契約の締結の方法に関する定め」をした者と判断されるものではなく、必ずしも同号に規定する「契約の成立に不可欠な関与」を行った者には該当しないと考えます。</p> <p>③については、クレジットカード取引におけるいわゆるイシュアやアクワイアラーであるからと言って、必ずしも同号に規定する「契約の成立に不可欠な関与」をした者と判断されるものではないと考えます。</p>
<p>43</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第2号及び第3号の規定において、それぞれ、エスクローサーサービス提供者及びプラットフォーム提供者による資金移動が適用除外とされているが、当該エスクローサーサービス提供者又はプラットフォーム提供者の所在地について特段の限定は付されていない。したがって、当該事業者が国外に所在する外国法人であっても、同各号の要件を満たす限り、その資金移動は「為替取引」から除外されるものと理解してよいか。</p> <p>また、同項第6号においては、エスクローサーサービス提供者及びプラットフォーム提供者からの委託等により行う収納代行行為を適用除外としているが、国外のエスクローサーサービス提供者</p>	<p>いずれも貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>及び国外のプラットフォーム提供者が、決済事務を国外の収納代行業者に委託し、更に当該国外の収納代行業者が国内の収納代行業者と提携して資金移動を行うスキーム（国外所在の加盟店が受取人、国内所在の利用者が債務者となるもの）において、国外のエスクローサービス提供者及び国外のプラットフォーム提供者から直接委託を受けた国外の収納代行業者と、当該国外の収納代行業者から更に再委託を受けた国内の収納代行業者との間で行われる送金についても、同号に基づき適用除外と解して相違ないか。</p>	
<p>6. 移動業府令第1条の3第1項第4号関係</p>		
<p>44</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2に関して、以下のような事例において適切な規制になっているかを留意すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国内の収納代行業者Aは、同社のグループ会社である外国（C国）の収納代行会社Bが存在する。 2. 日本国内のXが、C国にいるYに送金をしようとする。 3. この送金は、X→A→B→Yとされた場合。 <p>上記のケースで、「A→B」間の取引だけを見ると、グループ企業間の決済のようにも見え、移動業府令第1条の3第1項第4号に規定する適用除外に該当すると誤解される可能性があり、クロスボーダー収納代行の規制に服すると考えるべきであるため、誤解を生まない条文の表現ぶりとすべきである。</p>	<p>お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第2条の2柱書に規定する行為を行う者と受取人が同一の会社等の集団に属する場合は移動業府令第1条の3第1項第4号の適用を受けませんが、同法第2条の2柱書に規定する行為を行う者と受取人からの委託等により支払を受ける者が同一の会社等の集団に属するに過ぎない場合は同号の適用を受けません。</p>
<p>45</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第4号では「当該他の者が、法第二条の二の規定（同条第二号に係るものに限る。）の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合」が除外されているが、例えば、受取人が有する金銭債権を早期に資金化（ファクタリング等）する目的で第三者に譲渡し、当該第三者から委託を受けて当該第三者の子会社が債権を回収する場合は上記「法第二条の二の規定…の適用を免れる目的」には該当しないものと考えているが、どうか。（なお、取引実態としても早期資金化を目的とするものであることを前提とする。）</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、お尋ねの事例に係る移動業府令第1条の3第1項第4号の適用については、貴見のとおりと考えます。</p>
<p>46</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第4号（同一の会社等集団に属する他の者が受取人である収納代行）について、受取人が更に受取人と同一企業集団に属さない者に対して資金移動することが想定される場合には、この適用除外規定は適用されないこととし、収納代行業者はその旨を受取人に確認することを条件とすることを要望する。</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)では、規制潜脱の目的で第三者から受</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、資金決済法第2条の2第2号に規定する行為を行う者から資金の引渡しを受けた受取人が、独立した商取引に基づき第三者に対して負担する債務の支払に当該資金を充てる場合も想定されるところ、当該第三者が受取人と同一の会社等の集団に</p>

	<p>取人が金銭債権を譲り受けるようなケースには規制適用の除外はない旨を記載しているが、例えば以下のような事例も追加してはどうか。また、移動業府令には、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)の第2段落及び第3段落に当たる直接の規定はないように思われるところ、以下の事例とあわせて、移動業府令に直接の規定を設けることを検討いただきたい。</p> <p>① 受取人が受取資金を更に受取人以外の第三者に移転することがあらかじめ合意され又は予定されている場合も同様である旨を加えること</p> <p>② 収納代行業者は上記について受取人に確認すること</p> <p>加えて、同一の会社等集団に属していても、取引の記録保存及びその開示が適正に行われるとは限らないため、収納代行業者及び受取人である同一の会社等集団に属する他の者は、取引及び受取資金の管理について適切な記録を作成・保存し、必要がある場合には、収納代行業者への要請に従ってそれを開示できる体制を整備していること、それが確認できない場合は適用除外を受けられないとの条件を設けるべきである。</p>	<p>属していないことや、引渡しを受けた資金を第三者への支払に充てることがあらかじめ合意されていることを理由に、こうした資金の流れについて一律に規制対象とすることは、正常な商取引を妨げる結果となり、適当ではないと考えます。</p> <p>なお、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)の第2段落は、移動業府令第1条の3第1項第4号の「当該他の者が、法第二条の二の規定（同条第二号に係るものに限る。）の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合を除く。」と同様の内容を確認的に記載したものに過ぎないため、「移動業府令には、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)の第2段落…に当たる直接の規定はないように思われる」とのご指摘は当たらないと考えます。第3段落については、あくまで資金決済法第2条の2の規定の適用を免れる目的で第三者から金銭債権を譲り受けたとされる可能性がある取引を示したものに過ぎず、これに当たるものが全て同条の規定の適用を受けるとは解されないため、移動業府令第1条の3第1項第4号に直接の規定を設けることは適当でないと考えます。</p> <p>また、為替取引に関する規制の適用を受けないための要件として、資金移動業の登録を受けていない者に対し、ご指摘のような厳格な体制の整備について証明責任を負担させることは、過剰な規制を課すものであり適切でないと考えます。</p>
47	<p>例えば、A社がB社の100%親会社であり、B社がC社の100%親会社であるような企業集団については、移動業府令第1条の3第1項第4号に規定する「一の会社等及び当該会社等の子会社等」の集団として同号に該当するという理解でよいか（A社が「一の会社等」、B社が「当該会社等の子会社等」である一方、B社が「一の会社等」、C社が「当該会社等の子会社等」と理解している。）。親法人等は、個人株主の保有株式の関係しか規律していないため、念のため確</p>	<p>お尋ねにおける「100%親会社」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、一の会社等の子会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等は、当該会社等の子会社等とみなされるため（移動業府令第1条の3第1項第4号）、A</p>

	<p>認したい。</p>	<p>社がB社の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しており、B社がC社の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているという関係にあるのであれば、A社との関係でB社とC社はいずれも子会社等と扱われるものと考えます。</p>
48	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号の要件を満たす海外のプラットフォーム事業者が日本の決済代行業者に対して収納代行を委託する場合、当該決済代行業者は、同条第2項第2号の要件を満たす限り、同条第1項第6号で適用除外になると考えられるが、当該決済代行業者と海外のプラットフォーム事業者の間の資金の引渡しについて、別途、海外のプラットフォーム事業者の日本のグループ会社で資金を受領することも行われている。かかる日本のグループ会社が行う収納代行は、同項第4号又は第6号の適用除外に該当するという認識に相違ないか。</p>	<p>お尋ねの事例を前提とすると、国外のプラットフォーム事業者の日本のグループ会社は、日本の決済代行業者に対して受領物引渡請求権を有する当該国外のプラットフォーム事業者からの委託等により、当該日本の決済代行業者から当該国外のプラットフォーム事業者に資金を移動させる行為を行っていると考えます。その場合、当該国外のプラットフォーム事業者と当該日本のグループ会社が移動業府令第1条の3第1項第4号に規定する同一の会社等の集団に属する限り、同号の適用を受けるものと考えます。</p>
49	<p>国内の海外と国内との取引においては、同一グループ間であっても移動業府令第1条の3第1項第4号による適用除外を認めるべきではない。 (理由) 同一の会社等集団に属する者が行う収納代行について適用除外としているが、海外子会社等を経由した資金の移動は、マネー・ローンダリングの典型的な手法である。 この点、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)では、「収納代行を行う者と同一の会社等の集団に属する他の会社等が受取人となっている場合でも、当該受取人が、法第2条の2第2号に係る規制を免れる目的で、第三者から金銭債権を譲り受けた等の場合には、同号は適用されない」としているが、グループ会社内の資金の移動「目的」がいかなるものかをどのように判断されるのか疑問である。 同一グループにおける収納代行であるとして、マネー・ローンダリングが行われた事例は多数存在する。特に、同一グループに属する海外の受取人に対して送金された後、そこから更に同一グループに属さない最終の受取人に送金される可能性もあり、その場合、国境を跨いで最初の受取人に送金されるまでは規制の対象外となり、マネー・ローンダリングに利用されるリスクが高い。また、海外法人が関与する場合は、疑わしい取引があっても調査をすることは極めて困難であるし、損害が発生しても事後的に損害賠償請求をすることも困難である。加えて、</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第4号は、資金決済WG報告において「受取人との経済的一体性が認められる者が行うクロスボーダー収納代行等については、オペレーションリスクやAML/CFT上のリスク等が必ずしも高くないことから、…直ちに為替取引に関する規制を適用する必要性は高くない」と整理されたことを受けて規定するものです。なお、収納代行を行う者と同一の会社等の集団に属する他の会社等が受取人となっている場合でも、当該受取人が、資金決済法第2条の2第2号に係る規制を免れる目的で、第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合や、移動業府令第1条の3第2項に該当する場合には、適用除外を認めないこととしています。</p>

	<p>外国のマナー・ローンダリングに対応する法制度が厳格化する中、外国の法制度と比較して緩い規制を残すことは、マナー・ローンダリングに利用されるリスクを増大させるものである。</p> <p>したがって、国内の海外と国内との取引においては、同一グループ間であっても適用除外を認めるべきではない。</p>	
7. 移動業府令第1条の3第1項第5号関係		
50	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号柱書に「他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」とあるが、「他の法令」とは具体的にどのような法令が想定されているのか。</p>	<p>指定公金事務取扱者が行う公金の徴収に関する事務として行う資金の移動は移動業府令第1条の3第1項第5号柱書に規定する行為に該当すると考えます。</p>
51	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号柱書において「他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為のほか」とあるが、同号イ、ロ及びハに掲げる行為は「他の法令に基づき（中略）引き渡す行為」ではないという整理か。</p> <p>同号柱書が同号イ、ロ又はハではない行為を想定している場合、「他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」は具体的にどのような法令に基づくどのような行為が想定されているか。</p>	
52	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(5)の「国際ブランド」について、解釈は一意性がないものと認識している。法令、ガイドラインで使用する用語の定義は抽象的では不十分と思われるため、どのような機能・役割を担う者を「国際ブランド」とするのか、定義の具体化、明確化が必要ではないか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号イに規定する金融庁長官が定めるものが事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(5)に記載する「国際ブランドに係る登録商標」に該当します。</p>
53	<p>国際ブランドを介さず、海外の事業者と個別に接続しクロスボーダー取引を行うケースにおいて、スイッチャーと言われる事業者が介在し、国際ブランドの提供する機能・役割と同様の機能を担う場合がある。このような場合における資金の移動についても、移動業府令第1条の3第1項第5号イに規定する国際ブランドに係る適用除外と同様に扱えるようにすべきである。</p>	<p>ご指摘の「スイッチャーと言われる事業者」がどのような役割を果たすのか明らかではないため、こうした事業者が行う資金を移動させる行為を一律に移動業府令第1条の3第1項第5号イの適用対象とすることは適切でないと考えます。もっとも、同号イに該当しない場合でも、同号ロ又はハの適用を受ける場合もあると考えます。</p>
54	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号イにおいて「債権債務（当該第三者型前払式支払手段等発行者が当該第三者型前払式支払手段等の付与に付随して行う役務の提供に係るものを含む。）」とあるが、「第三者型前払式支払手段等の付与に付随して行う役務の提供に係るもの」の</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>クレジットカード等購入あっせんには該当しない後払いの方法による支払サービスの提供なども「第三者型前払式支</p>

	<p>中には、クレジットカードのキャッシング枠が利用された場合の清算に係る債権債務が含まれると考えてよいか。また、それ以外にこれに含まれる具体的なサービスとして想定されるものがあればご教示願いたい。</p>	<p>払手段等の付与に付随して行う役務の提供」に該当するものと考えます。</p>
55	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号イの「これを用いて為替取引を行うことの指図を伝達できるもの、法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段又は割賦販売法第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等に該当し、かつ、当該登録商標が付されているもの」の読み方について、①為替取引を行うことの指図を伝達できるもの、②資金決済法第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段、③割賦販売法第35条の16第1項に規定するクレジットカード番号等、の①～③が並列となっており、これら①～③のすべてに「登録商標が付されている」がかかっているという読み方で間違いなにか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
56	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号イに規定する収納代行に関する記載として、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(5)に「いわゆる国際ブランドに係る登録商標が付されたデビットカード、プリペイドカード、又はクレジットカード等は同号イに規定する第三者型前払式支払手段等に該当する。」とある。</p> <p>上記考え方に基づくと、下記のように理解して良いか。</p> <p>① いわゆる国際ブランドが提供するQR決済サービスは、国外利用者が当該国際ブランドの提供するクレジットカードを保有していることが前提となっており、決済時のインターフェースがQRコードとなっているだけであるため、同号イに規定する第三者型前払式支払手段等に該当する。</p> <p>② 事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2のクロスボーダー収納代行の除外対象として、国際ブランドが提供していないQR決済サービスは明記されていない。したがって、決済代行業者等が提供する海外QR決済サービスは、国際ブランドが提供していないため、同号イに規定する第三者型前払式支払手段等に該当しない。</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、第三者型前払式支払手段等と結び付けて、それを提示等することにより、物品等を購入し又は役務の提供を受けることができるQRコード等の決済用情報は、それ自体が移動業府令第1条の3第1項第5号イに規定する「第三者型前払式支払手段等」に該当するものではないと考えます。</p>
57	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号イにおいて、「債務者等となる第三者型前払式支払手段等発行者若しくは立替払取次業者…から弁済として資金を受け入れ、…受取人等となる第三者型前払式支払手段等発行者若しくは立替払取次業者…に当該資金を引き渡す行為」とあり、第三者型前払式支払手段等発行者（イシュア）が受取人の場合も想定した規定となっているが、これは、イシュアが立替払取次業者（アクワイアラー）に対して債権を取得する場面があること（決済の取消やチャージバックに係る請求権等）を念頭に置いた規定との理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

58	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口において、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間でクレジットカード番号等取扱契約を現に締結する販売業者又は役務提供事業者が受取人である場合に、当該受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済（クレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により販売できる商品若しくは権利の販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」が挙げられている。</p> <p>「販売する商品」という記載ではなく「販売できる商品」といった記載がされていることからすると、クレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード加盟店を受取人とするクロスボーダー収納代行については、当該加盟店においてクレジットカードにより支払可能な商品であれば、実際にクレジットカードで決済された取引に係る収納金だけでなく、例えば海外発行の国際ブランドプリカで決済された取引に係る収納金であっても、「クレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により販売できる商品」に係るものではあるため、同号口に該当するものとして為替取引から除外され得るという理解で良いか。</p>	貴見のとおりです。
59	<p>第三者型前払式支払手段に国際ブランドが付されている場合（いわゆるブランドプリペイド）において、国内の第三者型発行者が発行するブランドプリペイドが利用できる加盟店（国内・国外を問わない）であれば、当該加盟店が受取人となる当該ブランドプリペイドで決済できる商品に係る収納代行は移動業府令第1条の3第1項第5号ハの要件を満たすとの理解で良いか。</p>	貴見のとおりと考えます。
60	<p>「弁済（クレジットカード等購入あっせん…に係る販売の方法により販売できる商品若しくは権利の販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）」（移動業府令第1条の3第1項第5号口）の意味について、あるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との加盟店契約に基づき、割賦販売法上の適切な加盟店調査を受けて加盟店管理をされている加盟店であり、かつ当該加盟店契約によって取扱いできる範囲の商品・サービスの決済取引に係る弁済であれば、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と契約関係にない全く別の事業者が行う、同法の適用を受けない決済手段による決済取引に係る弁済についての収納代行であっても、同号口により適用除外を受けることができると理解しているが相違ないか。</p>	お尋ねにおける「加盟店契約」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、それが割賦販売法第35条の17の5第1項第8号に規定するクレジットカード番号等取扱契約に該当する限り、貴見のとおりと考えます。
61	<p>「弁済（当該第三者型前払式支払手段により、購入若しくは借受けを行い若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務の販売若しくは貸出し、又は提供</p>	貴見のとおりと考えます。

	<p>を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）」(移動業府令第1条の3第1項第5号ハ)の意味について、ある第三者型発行者との契約に基づき、資金決済法上の適切な加盟店管理をされている加盟店であり、かつ当該契約によって取扱いできる範囲の商品・サービスの決済取引に係る弁済であれば、当該第三者型発行者と契約関係のない全く別の事業者が行う、当該第三者型前払式支払手段以外の決済手段による決済取引に係る弁済についての収納代行であっても、同号ハにより適用除外を受けることができると理解しているが相違ないか。</p>	
62	<p>海外からの旅行者による国内でのインバウンド決済について、加盟店が、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店契約をし、同契約に基づき適切に加盟店調査を受けている加盟店という前提であれば、同契約で取扱いが認められている販売商品・サービスについて、ある特定の決済手段(例:国外事業者のQR決済)に紐づく国外のファンドソース(クレジットカードか、プリペイドカードか、銀行口座が直接紐づいているか等)の種類にかかわらず、当該加盟店における当該決済手段によるすべてのクロスボーダー収納代行取引について、移動業府令第1条の3第1項第5号ロで適用除外になると理解しているが相違ないか。</p>	<p>お尋ねにおける「加盟店契約」及び「当該決済手段によるすべてのクロスボーダー収納代行取引」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、前者が割賦販売法第35条の17の5第1項第8号に規定するクレジットカード番号等取扱契約に該当し、かつ、後者が「同契約で取扱いが認められている販売商品・サービス」の取引に係る収納代行業を意味する限り、貴見のとおりと考えます。</p>
63	<p>日本国内の加盟店に対し、日本国内のクレジットカードアクワイアラーがクレジットカード番号等取扱契約に基づき決済サービスを提供している場合において、当該加盟店に別途、海外の決済サービスが提供されており、債務者(エンドユーザー)が国外にいる状況で行われた決済のスキームについては、移動業府令第1条の3第1項第5号ロに規定するクレジットカード加盟店を受取人とする収納代行として、原則として適用除外に該当するとの整理を、事務ガイドライン(資金移動業者)上で明確にしていきたい。</p>	<p>事務ガイドライン(資金移動業者)I-2-2-2(6)に記載のとおり、「クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引」であれば、クレジットカード等購入あっせん以外により決済した取引に係る収納代行であっても移動業府令第1条の3第1項第5号ロに該当します。</p> <p>ご指摘を踏まえて、明確化の観点から、事務ガイドライン(資金移動業者)I-2-2-2(6)に「なお、「クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引」はクレジットカード等購入あっせんにより決済可能である取引を指し、クレジットカード等購入あっせん以外により決済した取引も含む。」との記載を追記しました。</p>
64	<p>海外の加盟店に対し、日本国内の第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段に基づき決済サービスを提供している場合において、当該加盟店には別途、国内のコンビニにおいて現金での支払いが可能な決済サービスが提供されており、債務者(エンドユーザー)が日本国内にいる状況で行われた決済のスキームについては、移動業府令第1条の3第1項第5号ハに規定する第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段加盟店を受取人とする収納代行と</p>	<p>事務ガイドライン(資金移動業者)I-2-2-2(7)に記載のとおり、「第三者型前払式支払手段により決済できる取引」であれば、第三者型前払式支払手段以外により決済した取引に係る収納代行であっても移動業府令第1条の3第1項第5号ハに該当します。</p>

	して、原則として適用除外に該当するとの整理を、事務ガイドライン（資金移動業者）上で明確にしていきたい。	ご指摘を踏まえて、明確化の観点から、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－２－２－２(7)に「なお、「第三者型前払式支払手段により決済できる取引」は第三者型前払式支払手段により決済可能である取引を指し、第三者型前払式支払手段以外により決済した取引も含む。」との記載を追記しました。
65	「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者…との間でクレジットカード番号等取扱契約を現に締結する販売業者又は役務提供事業者」（移動業府令第1条の3第1項第5号ロ）にいう「販売業者又は役務提供事業者」（加盟店）とは、割賦販売法第35条の17の2に規定する「販売業者又は役務提供事業者」（加盟店）の解釈と同義であると考えが間違いないか。	貴見のとおりと考えます。
66	移動業府令第1条の3第1項第5号ロによって適用除外を受ける前提として、加盟店が、割賦販売法に基づき、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の適切な加盟店管理を受けていることが必要であるが、加盟店が海外に所在していることの一事をもって、適切な加盟店管理がなされていないと解釈されるものではないと理解しているが相違ないか。	貴見のとおりと考えます。
67	事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－２－２－２(6)において、「同号ロが適用される行為は、クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引に係る収納代行に限る」とあるが、ここでいう「クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引」については、海外のユーザーによるカード決済や海外事業者が発行するクレジットカードを用いた決済、海外の加盟店における決済が行われる取引であっても対象となる理解で相違ないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、国外に所在するクレジットカード等購入あっせん業者のために、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が国内の加盟店との間でクレジットカード番号等取扱契約を締結している場合に、利用者が当該加盟店からクレジットカード等購入あっせんに係る購入の方法により商品を購入した場合における当該商品の対価について行う資金決済法第2条の2柱書に規定する行為は、「クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引に係る収納代行」に該当するものと考えます。 利用者が国外の加盟店からクレジットカード等購入あっせんに係る購入の方法により商品を購入した場合における当該商品の対価について行う同条柱書に規定する行為については、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が当該国外の加盟店との間でクレジットカード番号等取扱契約を

		締結している場合であれば、移動業府令第1条の3第1項第5号口に該当すると考えます。
68	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口は、条文を読む限り、日本で登録しているクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間で契約を締結している加盟店に対するクロスボーダー収納代行のみが適用除外となっている。海外でもライセンスを受けて同様の加盟店審査を行っている事業者は存在する。そもそも国際ブランドの加盟店については、ブランドルールによってグローバルに同様の審査が求められているにもかかわらず、海外の国際ブランドの加盟店への資金の引渡しを行うアウトバウンドのクロスボーダー収納代行が適用除外の対象外となっているのは問題がある。アウトバウンドのクロスボーダー収納代行に関しても、適用除外を認める条文を適切に規定すべきではないか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号イに規定する登録商標（いわゆる国際ブランド）が付されている第三者型前払式支払手段のうち、資金決済法第7条の登録を受けた第三者型発行者が発行するものにより購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等の販売又は提供を受けることができる役務の提供を行う加盟店からの委託等により、当該販売又は提供に係る契約に基づく金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、受取人等に当該資金を引き渡す行為は、当該加盟店が国外に所在する場合であっても、同号ハに該当するため、「海外の国際ブランドの加盟店への資金の引渡しを行うアウトバウンドのクロスボーダー収納代行が適用除外の対象外となっている」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
69	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口の「クレジットカード等購入あっせん…に係る販売の方法により販売できる商品若しくは権利の販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務の弁済」について、「目的とする取引」という文言が付されている趣旨は何か。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口の「クレジットカード等購入あっせん…に係る販売又は提供の方法により販売することができる商品若しくは権利の販売又は提供することができる役務の提供を目的とする取引に係る債務」とは、販売業者が有する金銭債権に係る債務について、例えば、包括信用購入あっせんに係る販売の方法により商品等を販売する契約に基づく債務だけでなく、販売業者が包括信用購入あっせん関係立替払取次業者と締結する包括信用購入あっせん関係立替払取次ぎに係る契約に基づく債務などについても、同号口に規定する「債務」に含まれることを明確化したものです。</p>
70	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口に規定されている「商品若しくは権利の販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務」との文言について、当該「取引」によって生じた売掛代金債務等だけでなく、当該取引について生じた加盟店を債権者とする決済事業者等の清算金の支払債務も「取引に係る債務」に含まれるとの理解で正しいか。</p>	
71	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口の「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者…との間でクレジットカード番号等取扱契約…を現に締結する販売業者又は役務提供事業者…が受取人である場合」の「現に」に関し、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が「直接」</p>	<p>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けた者と受取人との間に中間業者が介在している場合であっても、当該中間業者がクレジットカード番号等取扱契約の</p>

	<p>に加盟店契約を締結している販売業者等が受取人である場合に限る趣旨ではなく、当該締結事業者が PSP 等の決済代行業者との間で包括加盟店契約を締結する（かつ当該決済代行業者は販売店等との間で契約を締結している）方法により加盟店管理を行っている販売業者が受取人である場合も含む趣旨で良いか。</p>	<p>締結について一次審査を行うにとどまり、当該受取人との間のクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る実質的な最終決定権限を当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けた者が留保している場合、当該受取人は移動業府令第1条の3第1項第5号口に規定する販売業者又は役務提供事業者に該当すると考えます。</p>
72	<p>以下の者は、移動業府令第1条の3第1項第5号口による適用除外を受ける者と考えて間違いないか（加盟店契約において取扱いができる商品・サービスについてのクレジットカード等購入あっせんに係る弁済の場合）。</p> <p>① 国外の決済事業者と契約を締結した国内の事業者であって、加盟店と直接加盟店契約を締結しているクレジットカード番号等取扱契約締結事業者</p> <p>② 国外の決済事業者と契約を締結した国内の事業者（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）との間で包括加盟店契約を締結し、加盟店と直接加盟店契約を締結している事業者</p>	
73	<p>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が、プラットフォーム上の代金決済にクレジット決済を認める場合、プラットフォーム上でどのような商品やサービスが提供されているかを加盟店審査の中で確認の上、プラットフォームを加盟店とする場合もあれば、プラットフォーム上の店子を加盟店とする場合もある。プラットフォーム上でカード等を提示して販売業者から商品等を購入し、役務提供事業者から役務の提供を受けていると言えるのであれば、プラットフォームに対する代金の引渡しも、プラットフォーム上の店子に対する代金の引渡しも、移動業府令第1条の3第1項第5号口の適用除外に該当する可能性があることを確認したい。</p>	
74	<p>「債務者等から弁済…として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」（移動業府令第1条の3第1項第5号口）とあるが、クレジットカード決済が行われた場合の（国内）加盟店が取得する金銭債権の「債務者」とは誰を指しているか。</p> <p>クレジットカード実務として、カード決済がなされた時点で、加盟店はアクワイアラーに対して清算金引渡請求権を取得することになるため、アクワイアラーが「債務者」となるとの理解で良いか。かかる理解を前提にすると、アクワイアラーが国内の場合はそもそもクロスボーダー送金ではないため、資金決済法第2条の2第2号の適用対象外と理解しているが、どうか。</p>	<p>お尋ねにおける「清算金引渡請求権」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、法令の適用関係については、実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>
75	<p>以下の者は、国内の事業者（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）が債務者となる収納代行であると考えられるため、国境を跨ぐ収納代行を行う者に該当しないという理解で間違いないか。</p> <p>国外の決済事業者と契約を締結した国内の事業者（クレジットカード番号等取扱契約締結事</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではなく、また、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、国内のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対して金銭債権を有する国内の販売業者又は役務提供事業者からの</p>

	業者)との間で包括代理加盟店契約を締結し、加盟店と直接加盟店契約を締結している事業者(この場合、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店間においても加盟店契約が成立している)	委託等により、当該金銭債権に係る債務者である当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者から弁済として資金を受け入れ、受取人である当該国内の販売業者又は役務提供事業者に当該資金を引き渡すことによって、当該債務者から当該受取人に当該資金を移動させる行為は、国外から国内へ向けて資金を移動させる行為には該当しないと考えます。
76	移動業府令第1条の3第1項第5号口では資金決済法第2条の2の適用除外行為が規定されているが、そもそも、一般的なクレジットカード決済の加盟店契約では、債務者の支払能力の有無にかかわらず受取人である加盟店が有する金銭債権の金額から一定の事務手数料を差し引いた金銭を支払うことを加盟店に約するものであり、かかる契約に基づき資金を受け入れ、引き渡す行為については、同条柱書の行為に該当しないと整理することも可能であると考えられる。その場合には、同号による適用除外は問題にならないと考えられるかどうか。	お尋ねのクレジットカード決済に関する事例については、ご指摘の事実関係を前提とする限り、貴見のとおりと考えますが、いずれにしても個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
77	海外の加盟店において、国内居住者が国際ブランド付クレジットカードで決済をした場合において、当該加盟店のアクワイアラー(国外に所在)が、当該加盟店との間の加盟店契約及び国際ブランドルールにおいて、当該国内居住者(カード利用者)のカード代金債務の不払その他のカード利用者の信用不安の如何にかかわらず、決済額から一定の手数料額を差し引いた精算金の支払義務を加盟店に対して負うことが法的にも明確となっている場合、当該アクワイアラーの加盟店に対する支払は、資金決済法第2条の2柱書にある「債務者等…から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、…受取人等…に当該資金を引き渡す」ものではないと考えられるかどうか。	
78	クレジットカード加盟店又は国内で登録を受けた第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の加盟店を受取人とする収納代行については、クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引又は第三者型前払式支払手段により決済できる取引に係る収納代行に限り、移動業府令第1条の3第1項第5号口又はハに規定する適用除外に該当するものとされている。当該収納代行を行う事業者においては、受取人から当該収納代行の委託を受ける際に、自らが行う収納代行の原因取引がクレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引又は第三者型前払式支払手段により決済できる取引であることを確認することにより、自らが上記の適用除外に該当することを確認することになることが実務上想定されるが、受取人から原因取引がクレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引又は第三者型前払式支払手段によ	移動業府令第1条の3第1項第5号口又はハに規定する受取人からの委託等により資金決済法第2条の2柱書に規定する行為を行う者であるか否かは、お尋ねにあるような特定の確認方法を実施したことをもって判断されるものではなく、客観的な事実に基づき判断されるものと考えます。

	<p>り決済できる取引であることについて表明保証を受ける方法により、自らが行う収納代行の原因取引がクレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引又は第三者型前払式支払手段により決済できる取引であることを確認することで足りるとの理解でよいか。</p>
79	<p>海外の決済サービスを提供する国内の決済代行業者等が、移動業府令第1条の3第1項第5号口の適用を判断するに当たり、国内加盟店が国内アクワイアラーとクレジットカード番号等取扱契約を締結していることの確認は、当該事業者が実務上合理的に入手・確認可能な資料・情報による確認で足りるか（当該契約書そのものの取得や内容精査までを求めるものではないか）。あるいは別途加盟店との間で契約を締結し、当該契約に国内アクワイアラーとクレジットカード番号等取扱契約を締結していることの表明保証を含めることや、当該アクワイアラーとの契約が終了する場合には、事前通知を義務付けるなどで足りることを、事務ガイドライン上で明確化すべきではないか。</p>
80	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号口により適用除外を受ける者がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者でない場合には、適用除外を受ける者は、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店との間で現に加盟店契約が締結されていることを確認する必要があると考えられるが、その確認手段・程度については、適用除外を受ける者の判断で行うことで良いか。</p>
81	<p>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は「為替取引」には該当しないものと理解した。</p> <p>しかしながら、実務上、当該加盟店契約の詳細は当事者間の機密保持義務により外部への開示が制限されており、第三者である収納代行業者がその具体的な契約内容を直接確認することは極めて困難である。</p> <p>この点、収納代行業者が加盟店と取引を行うに当たり、加盟店に対しヒアリングを実施し、又は当該加盟店との契約において「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間で適正な加盟店契約を締結している旨」を表明保証させることによって、収納代行業者の行為が移動業府令第1条の3第1項第5号口の適用除外に該当するものと判断してよいか。また、その他に同号口の適用除外に該当することを判断するための基準があれば示していただきたい。</p>
82	<p>第三者型発行者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商</p>

	<p>品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該第三者型発行者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は「為替取引」には該当しないものと理解した。</p> <p>しかしながら、実務上、当該加盟店契約の詳細は当事者間の機密保持義務により外部への開示が制限されており、第三者である収納代行業者がその具体的な契約内容を直接確認することは極めて困難である。</p> <p>この点、収納代行業者が加盟店と取引を行うに当たり、加盟店に対しヒアリングを実施し、又は当該加盟店との契約において「第三者型発行者との間で適正な加盟店契約を締結している旨」を表明保証させることによって、収納代行業者の行為が移動業府令第1条の3第1項第5号ハの適用除外に該当するものと判断してよいか。また、その他に同号ハに該当することを判断するための基準があれば示していただきたい。</p>	
83	<p>クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は「為替取引」には該当しないものと理解した。</p> <p>しかしながら、第三者である収納代行業者がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店との契約状況をリアルタイムで把握することは実務上困難である。例えば、クレジットカード決済を停止していたり、海外アクワイアラーとの契約に切り替えていたりすることが考えられる。そのため、当該加盟店との契約においてクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との取引終了時の即時報告義務を課し、報告を受け次第直ちに取引停止等の措置を講じる体制を構築している場合、加盟店側の秘匿等の報告義務違反により結果として移動業府令第1条の3第1項第5号口の要件を欠く取引が介在したとしても、収納代行業者が善意・無過失である限り、直ちに違法性のある行為と評価されるものではないと解してよいか。</p>	<p>お尋ねの「違法性のある行為」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、法令の適用関係については、実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>
84	<p>第三者型発行者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該第三者型発行者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は「為替取引」には該当しないものと理解した。</p> <p>しかしながら、第三者である収納代行業者が第三者型発行者と加盟店との契約状況をリアルタイムで把握することは実務上困難である。例えば、第三者型前払式支払手段による決済を停止していたり、海外プリカ事業者との契約に切り替えていたりすることが考えられる。そのため、当該加盟店との契約において第三者型発行者との取引終了時の即時報告義務を課し、報告</p>	

	<p>を受け次第直ちに取引停止等の措置を講じる体制を構築している場合、加盟店側の秘匿等の報告義務違反により結果として移動業府令第1条の3第1項第5号ハの要件を欠く取引が介在したとしても、収納代行業者が善意・無過失である限り、直ちに違法性のある行為と評価されるものではないと解してよいか。</p>	
85	<p>移動業府令第1条の3第1項第5号は、(1)受取人及び債務者等を収納代行業者の信用リスクから保護するため、及び(2) AML/CFT 措置の必要性 (①詐欺や不適正商品の販売等の被害金が海外に移転される事態、又は②海外にプールされた犯罪等資金が国内で物品の購入等に充てられて国内に還流する事態を適切に監視し追跡する必要) に鑑みて、クロスボーダーの資金移動を受託する収納代行については原則として資金移動業の規制が課されるべきである。犯収法の適用が事業者の類型毎になされていることから、資金移動業者の規制を適用しないことが AML/CFT の規制不適用を生じ得ることも考慮の上、規制の空白を生じることがないように、以下の観点から適用除外となる範囲が過度に広範でないか検討いただきたい。</p> <p>① 当事者の所在が国内・国外いずれであるかにかかわらず、各類型について一般的に、最低限の本人確認・資格権限の確認・取引記録の作成保存と開示、資金の適正管理が確保されることを除外の条件とし、確認できない場合には除外が得られないことを規定すべき。</p> <p>② 同号ロにおいて、加盟店が受取人となる収納代行について、クレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により販売又は提供「できる」もの、との要件を規定しているが、このような販売又は提供が「できる」ものであれば、実際には「クレジットカード等購入あっせん」に係る販売の方法によるものでなくとも規制適用が除外されるという趣旨であれば、修正が必要と考える。同号ハの第三者型前払式支払手段に関する規定についても、同様。</p> <p>③ 同号ハについて、国内登録された第三者型前払式支払手段に関しては、高額のものには犯収法の規制がかかるとしても、違法に獲得された資金を原資として前払式支払手段を利用して高額の商品購入等を行うことにより結果的に違法性のある資金の国際間移動が行われるような事態を適切に把握し、監視が行われるよう、空白の生じない制度を構築することを要望する。</p>	<p>①について、為替取引に関する規制の適用を受けないための要件として、資金移動業に係る業務に属する取引であることを前提に犯収法が定める措置と同等のものの履行を規定することは、為替取引に関する規制を適用することと実質的に異なるところがないため、困難であると考えます。</p> <p>②について、クレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供の方法により販売又は提供する商品・役務等については、割賦販売法に基づく加盟店調査の対象となっていることにより一定のリスク低減措置が図られていると考えられるため、同種の商品・役務等の販売又は提供に伴って行われる資金決済法第2条の2第2号に規定する行為であれば、現時点では、それ自体がクレジットカード等購入あっせんに係る販売又は提供に伴うものでなくとも、為替取引に関する規制を適用する必要性は必ずしも高くはないと考えますが、貴重なご意見として承ります。第三者型前払式支払手段により購入を行い、又は提供を受けることができる物品等又は役務についても、資金決済法に基づく加盟店の管理の対象となっていることにより一定のリスク低減措置が図られていると考えられるため、同様と考えます。</p> <p>③について、前払式支払手段の発行に伴う対価として資金を受け入れる行為は、同条に規定する行為とは異なるものと考えますが、貴重なご意見として承ります。</p>
86	<p>受取人からの委託等によらず、国内又は国外の債務者等からの依頼を受けるなどの方法により国内から国外に向けて又は国外から国内に向けて資金を移動させる行為は、資金決済法第2条の2の対象とならないという理解でよいか。</p>	<p>債務者等からの委託等により資金を移動させる行為は、資金決済法第2条の2が定める行為に該当しないと考えますが、為替取引に該当する可能性はあると考えます。</p>

	<p>また、第三者型前払式支払手段を取り扱う場合には、海外で加盟店網を有する事業者との契約（例えば包括加盟店契約）の締結により、当該第三者型前払式支払手段発行者と同等の加盟店管理の体制を確保することで適用除外要件を満たすという理解でよいか。</p> <p>（クレジットカード取引でいうと、国内イシューが海外イシューの開拓した加盟店の管理は行っていないのと同様であると思料する。）</p>	<p>お尋ねの事例につきましては、「海外で加盟店網を有する事業者との契約（例えば包括加盟店契約）」の詳細が明らかではないため、一概に回答することは困難です。</p>
<p>8. 移動業府令第1条の3第1項第6号及び第7号関係</p>		
<p>87</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項はプラットフォーム（PF）における適用除外の規定（同項第3号）及びPFからの委託先における適用除外の規定（同項第6号）と解するところ、当該適用除外の趣旨は、PFが介在することで適切な取引が行われているためという理由なのであれば、金流の過程で他の事業者が介在してもその部分に影響はないものとする。そのため、この場合には、PFからの委託先であるかどうかにかかわらず、金流に介在する事業者すべてを適用除外とすべきである。</p> <p>実態として、決済事業者や決済代行業者（PSP）がPFからの委託を受けるということは実務上の取引と合致していないと思われる。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号に掲げる行為を行う者からの委託等を受けずに資金を移動させる場合であっても、受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の成立に不可欠な関与を行った第三者が存在するときは為替取引に関する規制の適用がないと規定した場合、受取人等がかかる第三者の存在を偽るリスクが高まる可能性があることから、ご指摘のように「金流に介在する事業者すべてを適用除外」として規定することは適切でないと考えます。</p>
<p>88</p>	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)は、エスクローサービス又はプラットフォーム（PF）の提供者が他の者に再委託する収納代行について、「当該取引プラットフォーム提供者が受取人等に対して負う責任を当該他の事業者の選任・監督に限定する場合」は移動業府令第1条の3第2項第2号の規定により利用者保護に欠けるおそれがあるため、同条第1項による規制の適用除外は認められない旨規定している。</p> <p>エスクローサービス及びPFの提供者は、他の者に収納代行を再委託するに当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再受託者が債務者等に、弁済資金を受取人に代わって受け取り、受入れ時に債務が消滅することを明示するとともに、 ・取引記録等の作成・保存及び必要な場合には提供することを、受託先に義務付けるといった条件を課し、それが確認できないときは利用者保護に欠けるおそれありとして適用除外を受けられないこととすることを規定することを要望する。 	<p>ご指摘の「再受託者が債務者等に、弁済資金を受取人に代わって受け取り、受入れ時に債務が消滅すること」については、移動業府令第1条の3第1項第6号に規定する行為を行う者が、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れた時まで、当該金銭債権に係る債務者等の債務が消滅しない場合、同号に規定する行為を行う者に資金を受け入れさせて行う同項第2号又は第3号に規定する行為も為替取引に関する規制の適用を受けず（同条第2項第1号）。</p> <p>また、為替取引に関する規制の適用を受けないための要件として、資金移動業に係る業務に属する取引であることを前提に犯収法が定める措置と同等のもの履行を規定することは、為替取引に関する規制を適用することと実質的に異なるところがないため、「取引記録等の作成・保存及び必要な場合には提供することを、受託先に義務付ける」ことは適当</p>

		でないと考えます。
89	<p>移動業府令第1条の3第1項はプラットフォーム（PF）における適用除外の規定（同項第3号）及びPFからの委託先における適用除外の規定（同項第6号）と解するところ、当該適用除外の趣旨は、PFが介在することで適切な取引が行われているためという理由なのであれば、PFからの委託を受けている事業者が、PFと債務者等の間ではなく、受取人とPFの間で金流に介在する場合についても、PFからの委託先として同項第6号の適用除外の対象と考えてよいか。</p>	<p>お尋ねの事例の詳細が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、移動業府令第1条の3第1項第3号に掲げる行為を行う者からの委託等により債務者等から受け入れた資金を受取人に引き渡す行為については、当該受取人が当該資金の引渡しを受けるまで同号に掲げる行為を行う者が受取人に対して負担する受領物引渡義務が消滅しない限り、同項第6号の適用を受けるものと考えます。</p>
90	<p>一度プラットフォーム（PF）が移動業府令第1条の3第1項第3号に基づき適用除外行為者とされ、続いてその委託先であるPSPなども同項第6号に基づき適用除外になったところ、PFが同条第2項第2号に該当することで適用除外行為者には当たらない（いわゆる例外の例外）とされた場合であっても、同条第1項第6号に基づくPSPなどの適用除外者は、なお同号で適用除外となり続けるという理解でよいか。委託先の適用除外に関する判断の帰結が、委託側の帰結に紐づくことがないことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
91	<p>移動業府令第1条の3第1項第6号の適用を受けようとする事業者としては、委託元のエスクロー事業者や、プラットフォーム（PF）事業者が同項第2号や同項第3号に該当することを、当該エスクロー事業者やPF事業者から確認をとることで足りるか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第2号及び第3号に掲げる行為を行う者からの委託等により資金を移動させるものであるか否かは客観的な事実に基づき判断されるものと考えます。</p>
92	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号の適用除外は、いわゆるプラットフォームが売主と買主の間に入って行う収納代行であり、同項第6号はプラットフォームから委託を受けた事業者の適用除外であるが、プラットフォームが自らプラットフォーム上で他の売主と並列で販売行為を行う場合もあれば、プラットフォーム手数料を自ら收受する場合もある。これらの場合についても、委託事業者が存在することが想定される場所、当該委託事業者が行う行為のうち、プラットフォームが債権者である収納代行のみを取り出して為替取引として規制する必要性は乏しいと思われるため、このような委託事業者の行為についても適用除外となるよう条文を修正していただきたい。</p>	<p>お尋ねの事例を前提とすると、自らが提供する取引デジタルプラットフォームを利用して商品若しくは権利の販売又は役務の提供を行う者からの委託等により、当該販売又は提供に係る契約を発生原因とする金銭債権に係る債務者等から受取人等に資金を移動させる行為は、移動業府令第1条の3第1項第3号に該当するものではないと考えます。なお、同号以外の同項各号の適用を受ける可能性はあると考えられます。</p> <p>また、ご指摘の「プラットフォームが…プラットフォーム手数料を自ら收受する場合」については、個別事例ごとに</p>

		<p>実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。その上で、例えば、プラットフォーム手数料に係る債務者が国外の取引デジタルプラットフォームを利用して商品若しくは権利の販売又は役務の提供を行う国外の者である場合、国内の委託事業者において、当該債務者又は当該債務者からの委託等により支払を行う者から弁済として資金を受け入れる行為は発生していないと考えられるため、この場合、プラットフォーム手数料との関係では、当該委託事業者が行う行為は、資金決済法第2条の2柱書に規定する行為に該当しないと考えます。</p>
93	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号の要件を満たすプラットフォーム提供者からの委託を受けて収納代行を行う者は、同条第2項第2号の要件を満たす限り、同条第1項第6号で適用除外になると考えられるが、実務上は、プラットフォームにおいて、プラットフォーム提供者自身も売主として商品販売を行う場合があるところ、当該取引においては、プラットフォーム提供者自身が受取人になる。プラットフォーム提供者が上記の収納代行の委託を行う場合に、自らがプラットフォームの利用者たる受取人のために行う収納代行に加えて、自らが受取人となるプラットフォーム上の売上に係る収納代行も委託に含まれる場合であっても、当該委託を受けて収納代行を行う者は、同号の適用除外に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>お尋ねの事例を前提とすると、プラットフォーム提供者自身が受取人となる場合に、当該受取人からの委託等により、債務者等から弁済として資金を受け入れ、受取人等に当該資金を引き渡す行為は、移動業府令第1条の3第1項第6号に該当するものではないと考えます。なお、同号以外の同項各号の適用を受ける可能性はあると考えられます。</p>
94	<p>資金決済法第2条の2では、「①債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は②他の者に受け入れさせ、③受取人等に当該資金を引き渡す行為」について、「又は」で並列にされているのは①と②だけなので、③の行為については①又は②の行為とセットで行う場合でない移動業府令第1条の3第1項第6号・第7号の要件には該当しないという理解で良いか。</p> <p>例えば、銀行からの委託により受取人等に資金を引き渡す行為のみを行っている場合は、そもそもクロスボーダー収納代行の定義に該当せず、別途為替取引該当性を検討することになるか。</p>	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号に掲げる行為を行う者からの委託等により、同号に掲げる行為を行う者が債務者等から弁済として受け入れた資金を受取人等に引き渡す行為も同項第6号の適用を受けるものと考えます。同項第7号についても同様と考えます。</p>
95	<p>移動業府令第1条の3第1項第3号の要件を満たすプラットフォームからの委託を受けて収納代行を行う者は、同条第2項第2号の要件を満たす限り、同条第1項第6号で適用除外になると考えられるが、実務上以下のような取扱いが行われていることも踏まえ、これらの場合も同号の適用除外の範囲に含まれることを明確化していただきたい。</p>	<p>(1)について、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、移動業府令第1条の3第1項第3号に掲げる行為を行う者からの委託等により、同号に掲げる行為を行う者が債務者等から弁済として受け入れた資金を受取人等に引き渡す</p>

	<p>(1) 同号に該当する事業者（以下「第6号事業者」という）がプラットフォームから収納代行の委託を受けて収納代行を行う場合、①第6号事業者自らが資金を受け入れることも、②プラットフォームや他の決済事業者が受領した資金を受け入れることもあり得るところ、自ら受け入れる場合には「資金を受け入れ」に該当し、プラットフォームや他の決済事業者に受け入れさせる場合には「他の者に受け入れさせ」の要件を満たすため、①及び②のいずれの場合も同号の適用除外に該当するという認識に相違ないか。</p> <p>(2) 第6号事業者が受け入れた資金は、「受取人等に当該資金を引き渡す」ことができると規定されているが、受取人等の定義は、資金決済法第2条の2の定義に従うとされ（移動業府令第1条の2第3号イ）、金銭債権の債権者である受取人（プラットフォームの利用者）に加えて、当該受取人からの委託を受けた者（プラットフォーム）も含まれるため、第6号事業者としては資金を直接プラットフォームの利用者に引き渡すことも、プラットフォームに引き渡すこともできるという認識に相違ないか。</p>	<p>行為も同項第6号の適用を受けるものと考えます。</p> <p>なお、お尋ねの「他の決済事業者」については、その詳細が明らかではなく、法令の適用関係については、実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p> <p>(2)については、お尋ねにおける「引き渡すこともできる」が「引き渡した場合であっても移動業府令第1条の3第1項第6号の適用を受ける」というご趣旨であれば、貴見のとおりです。</p>
96	<p>移動業府令第1条の3第1項第6号において、「第二号及び第三号に掲げる行為を行う者からの委託その他これに類する方法により、…資金を受け入れ、…受取人等に当該資金を引き渡す行為」とされている点について、「資金を受け入れ、…受取人等に当該資金を引き渡す行為」の一部の委託を受けて行う行為も同項第6号の適用除外に該当するという理解でよいか。</p> <p>事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)において、「取引プラットフォーム提供者が他の事業者へ資金の受け入れ又は引き渡しを再委託する収納代行」とされているとおり、「資金の受け入れ」又は「資金の引き渡し」のいずれか一方のみの委託を受ける場合も同号の適用除外に該当することを明確にしていきたい。</p> <p>また、「第二号及び第三号に掲げる行為を行う者」が、「資金の受け入れ」、「資金の引き渡し」をそれぞれ異なる事業者へ委託する、すなわち、「資金の受け入れ」を収納代行業者Aに委託し、「資金の引き渡し」収納代行業者Bに委託する場合、収納代行業者A及び収納代行業者Bの行為は、いずれも同項第6号の適用除外に該当することという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確化のため、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(8)を「エスクローサービスの提供者又は取引プラットフォームの提供者から資金の受け入れ又は引き渡しについて委託を受けて行う収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第6号に規定する収納代行に該当する。」と修正しました。</p> <p>また、お尋ねの事例につきましては、貴見のとおりです。</p>
97	<p>移動業府令案第1条の3第1項第3号の要件を満たすプラットフォーム提供者からの委託を受けて収納代行を行う者は、同条第2項第2号の要件を満たす限り、同条第1項第6号で適用除外になると考えられるところ、当該収納代行を行う事業者は、債務者等が受領した弁済資金をプラットフォーム提供者だけでなく、受取人（プラットフォームの利用者）に直接引き渡すこともできるとされているが、債務者等から受領した弁済資金の一部をプラットフォーム提供</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	者に引き渡し、当該資金の残部を受取人に直接引き渡す場合も、同号の適用除外に該当するとの理解でよいか。	
98	プラットフォームを利用した債権者からの収納代行契約に基づき、資金を受け入れている収納代行業者が、移動業府令第1条の3第1項第6号の適用除外に該当するためには、プラットフォームから委託を受けていることが必要となると理解しているが、プラットフォームと収納代行業者との間で契約書の取り交わしを行わないとしても、プラットフォームからの委託の意思があれば足りるという理解でよいか。	資金決済法第2条の2に規定する「委託」が成立するためには、特別の方式や特別の行為を必要としないと考えます。
99	移動業府令第1条の3第1項第3号の要件を満たすプラットフォーム提供者から委託を受けて収納代行を行う者は、同条第2項第2号の行為に該当しない限り、同条第1項第6号で適用除外になると考えられるが、当該収納代行を行う事業者においては、プラットフォーム提供者から当該収納代行の委託を受ける際に、プラットフォーム提供者が同項第3号の要件を満たすことを確認することにより、自らが上記の適用除外に該当することを確認することになることが実務上想定される。かかる確認方法に関し、当該収納代行を行う事業者は、プラットフォーム提供者から、同号の要件を満たすことについて表明保証を受ける方法により、プラットフォーム提供者が同号の要件を満たすことが確認できれば、当該収納代行を行う事業者は同項第6号の適用除外に該当するという理解でよいか。	移動業府令第1条の3第1項第6号に規定する行為を行う者であるか否かは、お尋ねのような特定の確認方法を実施したことをもって判断されるものではなく、客観的な事実に基づき判断されるものと考えます。
100	移動業府令第1条の3第1項第3号の要件を満たすプラットフォーム提供者から委託を受けて収納代行を行う者は、同条第2項第2号の行為に該当しない限り、同条第1項第6号で適用除外になると考えられるが、当該収納代行を行う事業者においては、プラットフォーム提供者から当該収納代行の委託を受ける際に、プラットフォーム提供者が同条第2項第2号の行為に該当しないことを確認することにより、自らが上記の適用除外に該当することを確認することになることが実務上想定される。かかる確認方法に関し、当該収納代行を行う事業者は、プラットフォーム提供者から、同号の行為に該当しないことについて表明保証を受ける方法により、プラットフォーム提供者が同号の行為に該当しないことの要件を満たすことが確認できれば、当該収納代行を行う事業者は同条第1項第6号の適用除外に該当するという理解でよいか。	移動業府令第1条の3第1項第3号に掲げる行為が、同条第2項第2号に該当する場合、当該行為は、為替取引に関する規制の適用を受けると考えますが、当該行為を行う者からの委託等により行う同条第1項第6号の行為は、為替取引に関する規制の適用を受けるとは考えません。
101	移動業府令第1条の3第2項第2号に該当する行為として、「取引プラットフォーム提供者が受取人等に対して負う責任を当該他の事業者の選任・監督に限定する」行為が例示されているが（事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)）、同条第1項第3号の要件を満たすプラットフォーム提供者から委託を受けて収納代行を行う者は、プラットフォーム提供者の	

	利用規約においてプラットフォーム提供者の責任が他の事業者の選任・監督に限定される条項が設けられていないことについて、表明保証を受ける方法により確認することで同項第6号の適用を受けるとの理解でよいか。	
102	移動業府令第1条の3第1項第3号の要件を満たすプラットフォーム提供者から委託を受けて収納代行を行う者は、プラットフォーム提供者との間で、収納代行に係る委託契約を締結していれば、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(8)の「委託を受けて」に該当し、当該委託契約の内容については特段規制されるものではないという理解でよいか。特に、当該委託契約に必ず盛り込まなければならない条項は特段ないことを明確にしていきたい。	貴見のとおりと考えます。
103	移動業府令第1条の3第1項第7号において、銀行等又は資金移動業者からの委託を受けて行う収納代行は適用除外に該当するとされているが、銀行等又は資金移動業者において為替取引として行われるものの委託である必要はなく、銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に該当しない収納代行について委託を受けて行う場合も、同号の適用除外に該当すると理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行等又は資金移動業者からの委託等を受けて行う資金の受渡しが資金決済法第2条の2柱書に規定する行為に該当する場合、当該銀行等又は資金移動業者が行う同条柱書に規定する行為は、移動業府令第1条の3第1項各号に規定する行為に該当しない限り、為替取引に関する規制の適用を受けると考えます。
9. 移動業府令第1条の3第2項関係		
104	移動業府令第1条の3第2項第2号に該当する行為としては、現時点においては事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)に記載する行為以外に想定しているものはないとの理解でよいか。	ご指摘の事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)に記載する行為のほか、どのような行為が移動業府令第1条の3第2項第2号に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
105	移動業府令第1条の3第2項第2号の「前項第二号及び第三号に掲げる行為（委託その他これに類する方法により同項第六号に掲げる行為を第三者に行わせるものに限る。）によって国外にある債務者等から国内にある受取人等へ向けて資金を移動させる行為のうち、当該第三者に同項第六号に掲げる行為を適切に行うことができない事態が生じた場合に受取人等への資金の円滑な引渡しに阻害されるおそれのある行為」について、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)において、「取引プラットフォーム提供者が受取人等に対して負う責任を当該他の事業者の選任・監督に限定する場合は、内閣府令第1条の3第2項第2号に規定する行為に該当する」と例示されているが、その他に、現時点で具体的に同号に該当する行為として想定されている行為はないということによいか。	
106	「当該第三者に同項（第1条の3第1項）第六号に掲げる行為を適切に行うことができない	貴見のとおりと考えます。

	<p>事態が生じた場合に受取人等への資金の円滑な引渡しに阻害されるおそれのある行為」(移動業府令第1条の3第2項第2号)とは具体的にどのような行為を意図しているのか。要は、当該第三者に信用不安が生じるような場合が問題になると考えられるが、当該第三者からプラットフォームへの支払が停止した場合であっても、受取人(出店者)への支払は行われる(第三者に生じたリスクはプラットフォームが引き受ける)という契約になっている必要があるということか。</p>	
107	<p>「利用者の保護に欠けるおそれが大きい」場合に移動業府令第1条の3第1項第3号の適用が受けられない旨の規定(同項柱書及び同条第2項)は、プラットフォーム提供者が業務を再委託した場合(同条第1項第6号)に限定せず、同項第3号の行為自体にも適用があることとすることを要望する。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、移動業府令第1条の3第2項第2号は、プラットフォーム提供者がその業務委託先に資金を受け入れさせて資金決済法第2条の2柱書に規定する行為を行うことにより、当該業務委託からの不払い等が発生した場合、受取人が引き受けなければならないリスクが高くなると考えられるため、その一部を「利用者の保護に欠けるおそれが大きい行為」として規定したものです。他方で、プラットフォーム提供者が自ら資金を受け入れることにより同条柱書に規定する行為を行う場合、受取人が負担するリスクは高まっていないと考えられるため、当該行為に対して一律に為替取引に関する規制を適用することは適切でないと考えます。</p>
108	<p>移動業府令第1条の3第2項第3号にいう「賭博」は、日本の刑法上の「賭博」を意味する理解で正しいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
109	<p>移動業府令第1条の3第2項第4号の文言を踏まえると、有価証券取引又はデリバティブ取引により発生した金銭債権に係る弁済資金の受領及び引渡しについては、クロスボーダー収納代行、つまり、為替取引に該当し、資金移動業の登録なく行うことができないものと理解している。</p> <p>一方で、同号の文言は、勧誘の有無や、顧客の意思形成過程を問わず一律に適用され得る構造となっているようにも読める。例えば、以下のようなケースは、同号の整理との関係が必ずしも明確ではないと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内において一切の勧誘が行われていない完全なリバース・ソリシテーション(非勧誘)に基づく取引 	<p>資金決済法第2条の2第2号は、国境を跨ぐ収納代行のうち、詐欺やマネー・ローンダリング等のリスクがある資金の移動に対して、為替取引に関する規制の適用があることを明らかにするものです。日本の投資家に対する勧誘等に関与しない者が行う同条柱書に規定する行為については、受取人が有する金銭債権の発生原因となる契約の内容の真正等が偽られることにより、詐欺やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが相対的に高いと考えられるため、その行為が移動業府令第1条の3第2項第4号に規定する行為に該当</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客自らの判断により、海外事業者との間で取引関係が成立しているケース ・現金を扱う電子ウォレット事業者や決済事業者が、投資判断、取引条件の設定、勧誘行為のいずれにも関与せず、単に顧客の指示に基づき資金を送金するに留まるケース <p>また、同様の問題は、金融商品取引に限らず、海外不動産の取得等、投資性を有し得る取引一般にも波及する可能性があると考え。例えば、個人が自らの判断により海外不動産を取得し、その売買契約に基づく代金を海外の売主に送金する場合においても、当該送金が「特定の取引により発生した金銭債権の弁済」と整理されることにより、クロスボーダーでの資金移動が一律に制限されることとなれば、通常の経済取引や個人の正当な海外取引活動まで過度に制約する結果となりかねない。</p> <p>同号の解釈次第では、投資取引の媒介・助長を防止するという規制趣旨を超えて、顧客の自主的かつ正当な取引に基づく資金移動まで排除するという、意図しない副作用が生じるおそれがあると考え。</p> <p>ついては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全な非勧誘（リバース・ソリシテーション）に基づく取引における顧客主導の資金送金が、同号に該当するの否か ・投資取引の媒介・助長と評価される行為と、単なる顧客指示に基づく資金移動との具体的な線引き ・海外不動産取得等、通常の経済取引に伴うクロスボーダー送金との関係整理について、規制趣旨と実務のバランスを考慮した整理を要望する。 	<p>するか否かにかかわらず、為替取引に関する規制を及ぼす必要があると考えます。</p> <p>なお、同法第2条の2第2号は、為替取引に関する規制を適用するものであって、銀行等又は資金移動業者がこれを行うことを一律に排除するものではないため、「事業者はリスク回避の観点から、広範なクロスボーダー送金を停止せざるを得なくなり、その結果として利用者が非公式・非透明な送金手段へ流れるおそれがある」や「日本居住者のみが正規のクロスボーダー決済手段から排除される、非公式・非透明な送金手段へのシフトが進むといった、国際競争力やAML/CFTの観点からも望ましくない結果を招くおそれがある」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
110	<p>移動業府令第1条の3第2項第4号の解釈について一定の整理が示されない場合、事業者はリスク回避の観点から、広範なクロスボーダー送金を停止せざるを得なくなり、その結果として利用者が非公式・非透明な送金手段へ流れるおそれがある。これは、AML/CFTの実効性確保という政策目的との関係でも慎重な検討を要するものと考え。</p>	
111	<p>クロスボーダー決済実務及び国際的な決済・送金実務との整合性について（移動業府令全体、とりわけ第1条の3第2項第4号）、本改正府令案における整理は、国内規制の観点から一定の合理性を有するものと理解しているが、その一方で、国際的なクロスボーダー決済・送金実務との整合性について慎重な検討が必要であると考え。</p> <p>現金を扱う電子ウォレット事業者・決済事業者は、日常的に以下のような国際実務に基づき</p>	

	<p>事業を運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の決済事業者・金融機関との相互接続 ・ 顧客の指示に基づくクロスボーダー送金・決済 ・ 国際的な AML/CFT 基準に準拠した管理体制 <p>これらの国際実務においては、送金・決済インフラを提供する主体と、送金や取引の意思決定主体とは明確に分離されていることが一般的と考える。</p> <p>しかしながら、本府令案の解釈次第では、日本においてのみ、投資性を有する取引に関連する資金移動について、決済・送金インフラ事業者までが一律に制限対象となるという整理がなされる可能性があり、その結果、海外事業者が日本市場への対応を断念する、日本居住者のみが正規のクロスボーダー決済手段から排除される、非公式・非透明な送金手段へのシフトが進むといった、国際競争力や AML/CFT の観点からも望ましくない結果を招くおそれがある。</p> <p>主要国・地域における規制実務との整合性を踏まえ、日本独自に過度に厳格な整理とならないよう、規制趣旨と実務のバランスを考慮した整理を要望する。</p>	
112	<p>移動業府令第 1 条の 3 第 2 項第 4 号において、受取人が有する金銭債権が、新たに発行される有価証券の取得を目的とする行為、有価証券の売買又はデリバティブ取引により発生したものである場合の収納代行は適用除外に該当しないとされているが、例えば、日本法人が海外で法人を設立する場合に出資を行うための送金行為などもこれに該当してしまうのではないかと考えられる。日本から海外、海外から日本の双方向において、適法な投資に伴う送金行為が禁止されないよう、条文を修正していただきたい。</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、発起人からの委託等により、他の発起人から出資の履行に係る資金を受け入れ、払込取扱金融機関の発起人名義口座に資金を移動させる行為は、移動業府令第 1 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する行為に該当し得ると考えます。もっとも、同号は、為替取引に関する規制を適用するものであって、銀行等又は資金移動業者がこれを行うことを一律に排除するものではないため、「日本から海外、海外から日本の双方向において、適法な投資に伴う送金行為が禁止される」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
113	<p>移動業府令第 1 条の 3 第 2 項第 4 号又は第 5 号には、同項第 4 号に定める金銭債権が、資金受入れ時点では具体的に発生していない場合でも、当該時点で当該金銭債権の発生が予想され、当該金銭債権の弁済に充てる目的で資金受入れが行われる場合（例えば、デリバティブ取引に用いられる口座へのチャージ）を含むと解してよいのか。</p>	<p>デリバティブ取引が成立していない段階で資金を移動させる行為は、資金決済法第 2 条の 2 に規定する行為とは異なるものと考えます。ただし、デリバティブ取引の結果支払われる追加証拠金などを移動させる行為については、移動業府令第 1 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する行為に該当すると考えます。</p>

114	<p>移動業府令第1条の3第2項第4号に該当し、為替取引とされるクロスボーダー収納代行であっても、例えば登録を受けて金融商品取引業を行っている事業者など適法に事業を行う事業者のために行うクロスボーダー収納代行について、資金移動業の登録を受けて行うことは許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、国外所在の無登録金融商品取引業者のために資金決済法第2条の2に規定する行為を営む者が資金移動業者の登録を申請したとしても、登録拒否要件（同法第40条第1項第4号）に該当し、登録が認められないため、無登録で為替取引を営む者として取締りの対象となることにご留意ください。</p>
115	<p>移動業府令第1条の3第2項第5号に規定する「前二号に掲げる行為に類する行為であって、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの」とは具体的にどのような行為を想定しているのか。特に想定がなく広めに網をかける趣旨であれば、「公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの」という一般条項によって刑罰規定にもつながり得る為替取引の範囲を画するのは、事業者のビジネスの予測可能性を害するように思われる。</p>	<p>当事者の一方が勝敗の結果を知っている片面的賭博をする者又は他の者相互間で片面的賭博を行わせる者が受取人である場合に、債務者等から弁済として当該片面的賭博に係る資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為は、移動業府令第1条の3第2項第5号に規定する行為に該当すると考えます（事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(10)）。</p>
116	<p>移動業府令第1条の3第2項第5号には、受取人が有する金銭債権が、暗号資産の売買により発生したものである場合に、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為が含まれると解してよいか。</p>	<p>お尋ねの行為が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものである限り、貴見のとおりと考えます。</p>
10. その他		
117	<p>5年以上前から、「フレンドリー詐欺」と呼ばれる、何らの問題もないクレジットカード払いの支払について、支払が苦しいなどの一方的な理由で、カード会社に虚偽の報告をし、加盟店の売上げを奪う詐欺行為が世界的に横行している。現在、一部の決済代行サービスは、チャージバックはカードブランドの判断であり、決済代行事業者はあくまでもつないでいるだけというスタンスであり、加盟店は泣き寝入りさせざるを得ない状況である。これら決済代行サービスはどの省庁の監督下にも無く、利用者保護の観点から（国境を跨ぐ）決済代行サービスの規制を強化すべきだと考える。</p>	<p>いわゆる決済代行業者の中には割賦販売法に基づく規制に服している事業者もあると承知していますが、貴重なご意見として承ります。</p>
118	<p>金融審議会においては各委員、業界団体から実態を踏まえた規制を行うよう、色々な専門家が色々な立ち位置（消費者、事業者等）で意見されていたが、こうした意見に耳を傾けず一律規制をかけたことは拙速、検討不足といえる。</p> <p>金融審議会での最終報告が1月末になされ、3月にそうした意見を反映したとは言い難い法</p>	<p>今般新設した移動業府令第1条の3は、ご指摘の資金決済WG報告で直ちに規制を適用する必要性が高くないとされた行為を規定しており、これらの行為については為替取引に関する規制が直ちに適用されるものではないことから、「意</p>

	<p>律案が策定され、6月に法案通過となり適正手続が取られたと言いき難い。消費者、事業者それぞれの意見に真摯に耳を傾け、リスクベース・アプローチに基づき適切な規制を行うべきであった。国内ビジネスの停滞、国益の損害につながりかねない事態であることを認識しているか。</p>	<p>見に耳を傾けず一律規制をかけた」とのご指摘は当たらないと考えます。</p>
119	<p>2025年7月29日付で金融法委員会より『為替取引』の実務対応に関する論点整理』が発表されているところ、例えば26頁において「クロスボーダー収納代行については…「為替取引」に係る規制を適用するのではなく、「届出制」等を設け、ML/FTリスクに焦点を当てた…制度の導入といったアプローチも検討に値する」との記載があるが、このような整理を行わなかった理由は何か。</p>	<p>資金決済法第2条の2第2号に規定する行為に内在するリスクとしては、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクのみならず、詐欺や個人データの保護を含めた消費者保護上のリスク、サイバーの脅威等のオペレーションリスク、送金遅延等のリスクが挙げられるため、ご指摘の『届出制』等を設け、ML/FTリスクに焦点を当てた」規制ではなく、資金移動業の登録を求める規制の枠組みが法制化されたところではあります。</p>
120	<p>オンラインカジノ防止、投資詐欺防止の観点から、加盟店審査管理を適切に行うことを規制の主目的としているように思われるが、適用除外に該当しない場合、為替取引に該当し資金移動業ライセンスの取得が求められるものの、資金移動業者には加盟店審査管理の規定がない。規制目的と手段が合致しておらず、ちぐはぐな規制になっており、為替取引の規制をかけることで、どうやってオンラインカジノ、投資詐欺等を防ぐことができると考えているのか。</p>	<p>今回の改正によって、資金移動業の登録を受けることなく、オンラインカジノ事業者からの委託等により資金決済法第2条の2第2号に規定する行為を業として営んでいる者については、賭博行為等への関与の有無にかかわらず、無登録業者として取り締まることが可能になると考えます。</p> <p>また、資金移動業者は、犯収法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理態勢を構築することや、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、当該資金移動業者の規模・特性等を踏まえた各種管理態勢を構築することなどが求められます。こうした管理態勢の下で実施されるリスク低減措置等を通して、利用者保護等が図られると考えます。</p>
121	<p>クロスボーダー収納代行に係る支払人による1回当たりの決済額が200万円を超えておらず、かつ、資金の受取人が法人である場合については、法人以外が負う信用リスクについて手当てがなされており、マネー・ローンダリング等のリスクも低減されているため、資金決済法第2条の2第2号の範囲から除外すべきであり、為替取引に関する規律を適用すべきではないのではないか。</p>	<p>受取人が法人の場合や1回当たりの決済額が200万円を超えていない場合に直ちに利用者の保護に欠けるおそれが少ないと考えることはできず、ご指摘のような規定を設けることは適切でないと考えます。</p>

122	<p>消費者被害においては、大宗の場合、詐欺金や騙取金が送金先口座から移転し、追及や被害回復が困難となっている。これは、詐欺金や騙取金の資金移動（いわゆるマネー・ローンダリング）を防止するために有用な体制ができないからと考える。</p> <p>資金を移動することを請け負う業者については、全て本人確認義務を負わせる必要があると考える。改正法において規制対象とした取引を国を跨ぐものに限定したことはおかしいのではないか。その国を跨ぐ資金移動についても、現状の府令案でマネロン撲滅が出来るのか疑問を感じる。せっかく法改正をしても抜け穴を埋めないのでは意味がなく、責任あるマネロン対策が果たされることを要望する。</p>	<p>今般の法令改正は、国境を跨ぐ収納代行がオンラインカジノや出資金詐欺等に用いられる事例が存在していること等を踏まえ、国境を跨ぐ収納代行のうち利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクが高いと考えられるものについて、為替取引に関する規制が適用されることを明確化するものですが、引き続き実態把握に努めた上で必要に応じ制度の改善を検討してまいります。</p>
123	<p>① 資金決済法第2条の2第1号について、「受取人が個人」に限定していることについては反対である。受取人が法人であっても、内閣府令で定める要件を満たす行為でない限り、為替取引規制が及ばないのであるから、過度な規制となることはないし、マネロンや消費者被害のリスク、オペレーションリスクの観点からは受取人が法人か個人かで関係がないからである。</p> <p>② 同条第2号において、クロスボーダー収納代行が為替取引に当たることを明記したことは賛成である。ただし、同号の括弧書きは、「当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く」としており、「利用者の保護」という観点からのみ例外規定を設け、「マネー・ローンダリング等のリスク」について記載がない。マネロンリスクが高いものについてまで例外規定が適用されて同法の規制が及ばないことについては反対である。</p> <p>金融審議会では、「商品・サービスの取引成立に関与しない者が行うクロスボーダー収納代行について、国際的な要請も踏まえて、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、基本的には資金移動業の規制を適用されることとなった」としていた。また、FSBが、「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表し、国境を跨ぐ送金について、消費者被害のリスク、オペレーションリスク、マネー・ローンダリングのリスク等を指摘し、こうしたリスクに対して整合的な規制・監督を求めているにもかかわらず、消費者被害やマネー・ローンダリングのリスクの観点が抜け落ちているところは非常に問題である。同号の括弧書きは、「当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少なく、かつ、消費者被害のリスク、マネー・ローンダリングのリスクが低いものとして内閣府令で定めるものを除く」と規定し、これを受け</p>	<p>①について、資金決済法第2条の2第1号は、受取人が一般消費者である場合には、利用者保護の必要性が高まると考えられることから、為替取引に関する規制の対象であることを明確化するものです。</p> <p>②について、同条第2号に規定する行為のうち、マネー・ローンダリングに利用されるリスクの高いものについては、一般的に詐欺等の被害者による正常な被害の回復を困難にするものであるため、利用者の保護に欠けるおそれが大きい行為に当たるものと考えます。同号に規定する内閣府令として定める移動業府令第1条の3第1項では、マネー・ローンダリングに利用されるリスクも踏まえて利用者の保護に欠けるおそれが少ない行為を規定しているため、「マネロンリスクが高いものについてまで例外規定が適用されて同法（資金決済法）の規制が及ばない」とのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、改正前の同法第2条の2では、受取人から二以上の段階にわたる委託を受けて資金を移動させる行為について、必ずしも為替取引に関する規制が適用されるとは解されていなかったところ、今般の改正により、二以上の段階にわたる委託を受けて、国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為も、為替取引</p>

	<p>て定める移動業府令第1条の3第1項の括弧書きは、「利用者の保護に欠けるおそれが少なく、かつ、消費者被害のリスク、マネー・ローンダリングのリスクが低い行為を除く。」と規定すべきである。</p> <p>また、同法第2条の2において、受取人からの委託（国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為に係る場合にあっては、2以上の段階にわたる委託を含む）、債務者からの委託（2以上の段階にわたる委託を含む）とあるが、マネロン防止の観点からは、委託は認めない、あるいはできるだけ少なくすべきところ、委託の段階についての上限規制がないことは問題である。また、委託を受けた者にも受取人や債務者等、金銭債権の発生原因を把握させ、マネロンや消費者被害を生じさせないようにするためには、委託を受けた者も資金移動業者として規制の対象にすべきである。</p>	<p>に関する規制が適用されることが明確化されました。したがって、資金移動業者の登録を受けずに、かかる行為を営む者については取締りの対象となるため、「マネロン防止の観点からは、委託は認めない、あるいはできるだけ少なくすべきところ、委託の段階についての上限規制がないことは問題である」とのご指摘は当たらないと考えます。加えて、受取人からの委託等により同条に規定する行為を行う者には資金移動業者としての登録が求められるため、「委託を受けた者も資金移動業者として規制の対象にすべきである」とのご指摘も当たらないと考えます。</p>
124	<p>移動業府令第1条の3について、事業者側が、例外規定に当たると判断すれば、金融庁に対して適用除外規定に当たるかどうかの照会等は行わないと思われる。事業者側に、例外規定に当たると主張される余地を残すような規定は設けるべきではない。例外規定を設けるのであれば、例外規定に当たるか当たらないかは客観的に判断ができるような規定にすべきである。そうしないと、これまでどおり、無登録でクロスボーダー収納代行を行い、消費者被害を引き起こし続けることが想定される。最近のSNS型投資詐欺で欺し取った金は、クロスボーダー収納代行業者により海外に送金されており、クロスボーダー収納代行業者を通じて国内に送金されて犯罪者の手に渡っていることが判明しているところ、仮に例外規定を設けるのであれば、誰が見ても例外規定に当たるかどうかを判断することができ、かつ、悪用されないように、例外規定はできるだけ限定すべきである。</p>	<p>受取人が有する金銭債権が、新たに発行される有価証券の取得を目的とする行為により発生したものである場合に、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為は、移動業府令第1条の3第1項各号に該当するか否かにかかわらず、資金決済法第2条の2第2号に該当することになるため（移動業府令第1条の3第2項第4号）、ご指摘の「SNS型投資詐欺で欺し取った金」に係る資金の受渡しについては、為替取引に関する規制の適用を受けることが客観的に明らかであると考えます。</p>
125	<p>クロスボーダー収納代行が為替取引に該当するとしたものの、例外規定が多く、かつ、例外規定に当たるのかが客観的に判断できないような規定になっている点は、問題である。例えば、以下のような規定は曖昧であり、該当性が客観的に判断できない。</p> <p>① 移動業府令第1条の3第2項第2号「同項第六号に掲げる行為を適切に行うことができない事態が生じた場合に受取人等への資金の円滑な引渡しが阻害されるおそれのある行為」</p> <p>② 同条第5項柱書「(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)」</p> <p>③ 同項第2号イ(2)「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があること</p>	<p>①について、事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(9)において「取引プラットフォーム提供者が他の事業者へ資金の受け入れ又は引き渡しを再委託する収納代行を行う場合において、当該取引プラットフォーム提供者が受取人等に対して負う責任を当該他の事業者の選任・監督に限定する場合は、内閣府令第1条の3第2項第2号に規定する行為に該当する」との解釈を示しており、移動業府令第1条の3第2項第2号の該当性が客観的に判断できないのご指摘は当たらないと考えます。</p>

	<p>により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権」</p> <p>④ 同号ホ「その他自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること」</p>	<p>②から④までについても、企業会計基準委員会により、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」が公表されており、ご指摘の文言の該当性が客観的に判断できないとのご指摘は当たらないと考えます。</p>
126	<p>移動業府令第 1 条の 3 第 1 項第 4 号に該当する場合は、「自己と同一の会社等(略)の集団(略)に属する他の者が受取人である場合(当該他の者が、法第二条の二の規定(同条第二号に係るものに限る。)の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合を除く。)に、当該受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」は為替取引に当たらないとするが、「法第二条の二の規定の適用を免れる目的で」と限定することは反対である。「法第二条の二の規定の適用を免れる目的」はなかったと言い逃れができるし、為替取引に当たるかどうかを主観に関わらせるべきではないからである。</p> <p>同項第 4 号の例外規定を設ける理由は、自己と同一の企業集団の債権を回収する場合に、為替取引規制を及ぼさないということにあると考えられるところ、第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することになった場合は、その企業集団が金銭債権の成立に関わっていない以上は、マネロン防止の観点からは、為替取引に該当するとする必要がある。受取人と債務者の間で取引が行われ、その債権を回収するために、受取人と同一の企業グループが資金を受け入れる場合にのみ適用除外とするか、あるいは、このような例外は認めるべきではない。そのような大規模な企業集団が金銭を受け入れる手段としては銀行送金等で足りるはずである。</p>	<p>資金決済法第 2 条の 2 の規定の適用を免れる目的の有無は、金銭債権の譲受けや資金の受渡しのタイミング等の客観的事実を根拠として評価されるものであり、『法第二条の二の規定の適用を免れる目的』はなかったと言い逃れができる」とのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、移動業府令第 1 条の 3 第 1 項第 4 号は、ご意見にある「受取人と債務者の間で取引が行われ、その債権を回収するために、受取人と同一の企業グループが資金を受け入れる場合にのみ適用除外とする」規定に当たると考えます。</p>
127	<p>移動業府令第 1 条の 3 第 1 項第 2 号を適用除外として規定する趣旨は、エスクロー業者による債務者の弁済資金の保有は、同時履行が実行されるまでの短期間に過ぎず、また、エスクロー業者は同時履行取引に関与しているためと推測するが、反対給付に先立って債務者等から弁済資金を受け入れる場合には、同時履行が実行されるまで、債務者等は短期間といえどもエスクロー業者の信用リスクを負担することになると思われる。また、エスクロー業者が受取人に代わって弁済資金を受け入れた後、受取人のために資金移動する場面においては、受取人がエスクロー業者の信用リスクを負担することとなる。</p> <p>また、クロスボーダーの資金移動に関する AML/CFT の対応の必要性も、特に低減するわけで</p>	<p>為替取引に関する規制の適用を受けないための要件として、資金移動業に係る業務に属する取引であることを前提に犯収法が定める措置と同等のものの履行を規定することは、為替取引に関する規制を実質的に適用することと異なるところがないため、困難であると考えます。また、取引の内容や特性にかかわらず取引の上限額を定め一律に為替取引に関する規制を適用することは適当でないと考えます。</p>

	<p>はないように思われるところ、仮に適用除外を認めるとしても、以下のような体制を有する者であることを適用除外の条件とし、それが確認できないときは規制の適用除外を認めないほか、必要に応じて取引の上限金額を設定するなどを検討することを要望する。</p> <p>(a) 犯収法の適用がある特定事業者に該当することその他により、受取人の特定及び実在性並びに、債務者等の同一性、支払資金の過不足及び支払手段の利用資格の適正について、合理的な確認を行い、それらの記録を適正に作成・保存すること</p> <p>(b) 取引記録を適正に作成・保存すること</p> <p>(c) 関係法の適用による場合を含め、利用者及び日本の行政当局の合理的な要請に応じて、上記の記録その他合理的に必要な情報を開示できること</p> <p>(d) 取引に関連して生ずる苦情や紛争を解決するための合理的な体制を備えていること</p> <p>(e) 日本の行政当局の合理的な要請があれば、問題があると見られる受取人（出店者）又は債務者等について、出店等の取扱いや取引を停止できること</p>	
128	<p>移動業者府令第1条の3第1項第3号を適用除外として規定する趣旨は、プラットフォーム提供者は、単純な資金移動を委託されているだけではなく、物品提供と資金移動に関与しており、取引の真正等を知り得る立場にあることが考慮されており、また、資金移動に関するトラブルのリスクが少ないと判断されているものと推測するが、取引プラットフォーム提供者は、多くは出店者等と別の主体であり、また、商品購入等の契約締結と、それに関する代金の資金移動は別の行為であると考えられる。</p> <p>商品購入等の契約の締結に何らかの関与があったとしても、プラットフォーム提供者が取引内容を十分監視しているとは限らず、取引のトラブルに責任を負うわけではない以上、また、プラットフォーム提供者であるからといって財務などの信用力があるとは限らない以上、規制の必要がなくなるわけではない。</p> <p>プラットフォーム提供者について、以下のような体制を有する者であることを適用除外の条件とし、その確認ができないときは規制の適用除外を認めないとするものの検討を要望する。仮に以下の体制を有する者以外にも規制の適用除外を設けるのであれば、取引金額の上限を設定することや、一定額以上の取引について適切な条件を課すことを合わせて検討いただきたい。</p> <p>(a) 犯収法の適用がある特定事業者に該当することその他により、受取人の特定及び実在性並びに、債務者等の同一性、支払資金の過不足及び支払手段の利用資格の適正について、合理的な確認を行い、それらの記録を適正に作成・保存すること</p>	

	<p>(b) 取引記録を適正に作成・保存すること</p> <p>(c) 関係法の適用による場合を含め、利用者及び日本の行政当局の合理的な要請に応じて、上記の記録その他合理的に必要な情報を開示できること</p> <p>(d) 取引に関連して生ずる苦情や紛争を解決するための合理的な体制を備えていること</p> <p>(e) 日本の行政当局の合理的な要請があれば、問題があると見られる受取人（出店者）又は債務者等について、出店等の取扱いや取引を停止できること</p>	
129	<p>① 移動業府令第1条の3第2項に規定する「利用者の保護に欠けるおそれ」に関する定めは、適用範囲が限定的に過ぎると思われる。同項各号について、更に利用者保護のための条件を追加するとともに、列挙された以外でも同条第1項各号の行為全体について一般的に、「利用者の保護に欠けるおそれ（及び、実質的には為替取引規制の目的を潜脱するものと認められる）」のある場合には適用除外が認められないことを、移動業府令において規定すべきであるとする。</p> <p>② 同条第2項第2号は、同条第1項第2号（エスクローサービス）及び第3号（プラットフォーム取引）に関する規定であるが、同項第6号の再委託が行われた場合についてしか、「利用者の保護に欠けるおそれ」に関する規定を置いていない。近時の多種多様な取引形態に鑑みれば、同項第2号及び第3号自体、その要件規定が広範に過ぎたり、条件の設定が十分でない可能性があると思われる。したがって、再委託が行われた場合に限らず、同項第2号及び第3号の行為そのものにも、必要に応じて適用除外を認めないとの規定が必要と考える。</p> <p>③ 同条第2項第5号は、列記された事由に「類する」取引で公序良俗に反するものを挙げているが、類する対象が同項第3号及び第4号に掲げる行為に限定されており、一般規定としての適用範囲が狭いと考えられる。</p> <p>④ 事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)では、規制を免れる目的での取引形態について除外規定の不適用を規定しているが、移動業府令においてこれを明示する規定がなく、移動業府令でも明示する規定を置くべきである。</p> <p>⑤ 同条第1項第5号の行為についても、「利用者の保護に欠けるおそれ」がある場合は適用除外が及ばない旨の規定を置くべきである。</p>	<p>①及び③について、免許や登録を受けないで資金決済法第2条の2に規定する行為を業として営んだ者には刑事罰が科される場所、為替取引に関する規制が適用される行為を「実質的には為替取引規制の目的を潜脱するものと認められる」又は単に公序良俗に反するものなどと規定することは、明確性を欠くおそれがあるため、困難であると考えます。</p> <p>②について、いわゆるエスクローサービスを行う者や金銭債権の発生原因に関与する者が行う収納代行については、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクが低いと考えられることから、為替取引に関する規制を適用しないこととしておりますが、引き続き実態把握に努めた上で必要に応じ制度の改善を検討してまいります。</p> <p>④について、移動業府令第1条の3第1項第4号は「当該他の者が、法第二条の二の規定（同条第二号に係るものに限る。）の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合を除く。」と規定しているため、「事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-2-2(4)では、規制を免れる目的での取引形態について除外規定の不適用を規定しているが、移動業府令においてこれを明示する規定がなく」とのご指摘は当たらないと考えます。</p> <p>⑤について、同項第5号に該当する行為であっても、同条第2項に規定する「利用者の保護に欠けるおそれが大きい行</p>

		為」に該当する場合には、為替取引に関する規制が適用されます。
11. 経過措置関係		
130	<p>改正法附則第2条において、未登録業者に対する経過措置が設けられている一方、既存の資金移動業者については特段の経過措置が明文化されておらず、改正法施行日をもって直ちに改正法の適用を受けるものと思料される。</p> <p>かかる状況は、同様の業務を営む事業者間において、既存の登録の有無のみを理由として事業者間の公平性を損なうのみならず、既存登録業者に対して過度の実務的負担を強いる不均衡な状態であると言わざるを得ない。その結果、事業者はリスク回避の観点からサービス提供を過度に萎縮させざるを得ず、利用者利便性の低下や市場の健全な発展を阻害するおそれがある。</p> <p>については、既存登録業者に対しても、未登録業者と同等の準備期間を認められたい。</p> <p>また、以下の各規定に基づく義務について、既存登録業者はどの時点から対応が求められるのか、その具体的な日（改正法の施行日、あるいは個別の資金移動発生時等）について貴庁の見解を伺いたい。</p> <p>① 資金決済法に基づく義務</p> <p>第41条第3項又は第4項： 資金決済法第2条の2第2号に規定する行為を業務内容に加えること等に伴う変更届出の提出期限。</p> <p>第43条から第45条まで： 資金決済法第2条の2第2号に規定する行為に係る資金を対象とした履行保証金（資産保全）の積増し等の措置を開始すべき時期。</p> <p>第51条： 利用者に対する情報提供等の保護措置を開始すべき時期。</p> <p>第52条： 資金決済法第2条の2第2号に規定する行為に係る帳簿書類の作成義務が発生する取引の範囲。</p> <p>② 犯収法に基づく義務</p> <p>第4条： 資金決済法第2条の2第2号に規定する行為の相手方（顧客等）に対する取引時確認を行うべき対象及び時期（改正法の施行日以降に締結する契約のみか、あるいは既存の契約関係についても再確認を要するのか等）。</p> <p>第6条及び第7条： 取引時確認記録及び取引記録の作成・保存義務の適用開始時期。</p>	<p>改正法の施行の際現に改正後の資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為（改正前の同法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為を除く。以下この回答において同じ。）を業として営んでいる登録を受けた資金移動業者も、改正法附則第2条第1項の適用を受けると考えます。また、改正法の施行の日から起算して6月間を経過する日までに資金決済法第41条第1項の変更登録の申請をした場合にも、改正法附則第2条第2項の適用があると考えます。</p> <p>①について</p> <p>資金決済法第41条第3項又は第4項に基づく届出は、改正法附則第2条に基づく経過措置の適用期間が経過した日から遅滞なく行う必要があると考えます。資金決済法に基づき資金移動業者に課されている義務は、同条に基づく経過措置の適用期間が経過した日から履行が求められますが、例えば、改正法の施行の際現に改正後の資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合、契約締結の時に遡って利用者に対する情報の提供（移動業府令第29条第1項）が求められるものではないと考えます。</p> <p>②について</p> <p>犯収法に基づき特定事業者に課される義務は、改正法附則第2条に基づく経過措置の適用期間が経過した日から履行が求められますが、例えば、改正法の施行の際現に改正後の</p>

		<p>資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合、契約締結の時に遡って顧客等について取引時確認を行うことや、確認記録を作成することを求められるものではないと考えます。</p>
131	<p>改正法附則第2条に規定する経過措置について、既に第二種資金移動業者として登録されている事業者が、改正法の施行日時時点で、改正後の資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するクロスボーダー収納代行を業として営んでいる場合であって、当該クロスボーダー収納代行が第一種資金移動業に該当するサービスであるとき、上記の経過措置が適用され、第一種資金移動業の認可を受けることなく、当該クロスボーダー収納代行を行うことができるという理解でよいか。また、施行日から6か月以内に、第一種資金移動業の認可申請を行い、改正法の施行日から2年以内に認可を受けるまでは、引き続き当該クロスボーダー収納代行を行うことができるという理解でよいか。</p>	<p>改正法の施行の際現に改正後の資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為（改正前の同法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為を除く。）を業として営んでいる第二種資金移動業の登録を受けた資金移動業者は、同条に規定する行為により100万円を超える額の資金を移動させるか否かにかかわらず、改正法附則第2条第1項の適用を受けると考えます。また、改正法の施行の日から起算して6月間を経過する日までに資金決済法第41条第1項の変更登録の申請をした場合にも、改正法附則第2条第2項の適用があると考えます。</p>
132	<p>改正法附則第2条には、移動業府令第1条の3第1項各号の行為に該当せず、改正後の資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為を業として営んでいるものは、改正法の施行日から起算して6か月間は銀行法第4条第1項及び第47条第1項並びに資金決済法第37条の規定にかかわらず、当該行為を業として営むことができるとの経過措置が定められているが、当該経過措置期間においてクロスボーダー収納代行を行う事業者は、資金移動業者に該当するものではないから、</p> <p>①犯収法上の特定事業者 ②国外送金等調書法の資金移動業者（同法施行令第2条第4号） ③外為法の資金移動業者（同法第16条の2）</p> <p>に該当しないことから、これらの法の義務を課されないとの理解でよいか。</p> <p>既に第二種資金移動業者として登録されている事業者が、改正法の施行日時時点で、改正資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するクロスボーダー収納代行を業として営んでいる場合、当該クロスボーダー収納代行が第一種資金移動業に該当するサービスである場合には、経過措置の適用があるものと考えるが、当該経過措置期間において行うクロスボーダー収</p>	<p>改正法附則第2条に規定する経過措置の適用がある期間において、犯収法に基づき特定事業者に課される義務並びに国外送金等調書法及び外為法に基づき資金移動業者に課される義務の履行は求められないものと考えます。</p>

納代行は、資金移動業者として行う為替取引や国外送金ではないことから、同様に、犯収法、国外送金等調書法及び外為法の義務を課されないとの理解でよいか。	
---	--